

平成 2 0 年 9 月 1 7 日開会

平成 2 0 年 9 月 1 8 日閉会

平成 2 0 年 9 月  
第 3 回定例会会議録  
( 第 1 日 9 月 1 7 日 )

小豆島町議会

# 平成 2 0 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 4 4 号

平成 2 0 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 9 月 8 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 9 月 1 7 日 ( 木 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 2 0 年 9 月 1 7 日 ( 水曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 0 年 9 月 1 8 日 ( 木曜日 ) 午後 3 時 3 7 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席		欠席 ×
		9月17日	9月18日	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝 太 郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
オ リ ー プ 課 長	(兼)松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	(兼)森 下 安 博			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成20年第3回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成20年9月17日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告・調査中間報告について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 報告第12号. 平成19年度決算における小豆島町健全化判断比率について (町長提出)
- 第6 報告第13号. 平成19年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について (町長提出)
- 第7 報告第14号. 平成19年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について (町長提出)
- 第8 報告第15号. 平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について (町長提出)
- 第9 報告第16号. 平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について (町長提出)
- 第10 議案第48号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第11 議案第49号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第12 議案第50号. 小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第51号. 平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第14 議案第52号. 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第15 議案第53号. 小豆島町道路線の認定について (町長提出)
- 第16 議案第54号. 公有水面埋立ての適否について (町長提出)

第17 議案第55号 . 公有水面埋立ての適否について

(町長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月9日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの夏は全国で異常な天候が見られました。局地的に100ミリを超えるゲリラ豪雨が続き、気象庁によりますと1時間雨量が観測史上最多を更新した地点は全国29道府県で45カ所に上るということでもあります。これによりまして、全国で大きな被害が出ております。幸いにも本町におきましてはそのような被害がありませんでしたが、週末には台風13号接近の可能性もあり、今後はこれまでにない気象状況が起こることも想定した防災対策が必要であろうかと痛感しております。

一方、国政の場では政局が大きく動き、総選挙も間近と伝えられております。一昨日にはアメリカの大手証券会社のリーマン・ブラザーズの破綻によりまして、アメリカはもとより世界に衝撃が走り、日本においても影響が憂慮されております。地域経済の疲弊への対応を含めた経済対策や社会保障の問題などたくさんの論争が行われることになると思いますが、十分に注視していきたいと考えております。

さて、本定例会は平成19年度の歳入歳出決算の認定、報告案件4件、人事案件2件、条例案件1件、その他の案件3件、補正予算の審議4件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。以上簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。6月以降8月末までの主要事項に関する報告、監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件、決算審査意見書報告及び地方自治

法第243条 3 第 2 項の規定に基づく法人の経営状況を説明する書類 4 件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、15番鍋谷真由美議員、16番中江正議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

#### 日程第 2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と19日とし、会期は本日から19日までの3日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から19日までの3日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第 3 所管事務調査報告・調査中間報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第 3、所管事務調査報告・調査中間報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、教育民生常任委員長から報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成20年9月17日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。1)ごみの有料化について。2)少子化の取り組みについて。



2. 調査の経過。平成20年8月18日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

1)ごみの有料化について。

小豆圏域で歩調を合わせた対応が必要と考える。施行においては検討願いたい。

2)少子化の取り組みについて。

プロジェクトチームで検討された事項を実りあるものにするために、議会との協議、連携が必要である。対処願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、交通問題特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。山中委員長。

交通問題特別委員長（山中 彰君） 平成20年9月17日。小豆島町議会議長中村勝利殿。交通問題特別委員会委員長山中彰。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。小豆島航路減便の経過報告。

2. 調査の経過。平成20年8月28日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。

小豆島航路3航路（土庄港から新岡山港、土庄港から高松港、福田港から姫路港）の減便について、また8月19日、町長、副議長、正副議長、担当課が香川県交通政策課四国運輸局へ出向き、今回の減便の状況について説明を受けた後、今後は事前に地元町への説明、情報提供等を行ってもらうことを要望した旨の経過報告を受けた。小豆島の交通問題については、単独町だけでなく小豆島全体で考え、他の関係団体にも働きかけ、今後も検討していくことを決定した。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 調査の結果という内容で今報告を受けましたが、今回高速艇などが減便、高速艇は半分に減便という状況の中で非常に島民にとっての生活航路というこ

とで不便を強いられる結果になっています。そういう中で、当委員会において、今現在池田港においては高速艇の運航がされていません。両備に対してのこの島民の利便性という観点から、運行を要請するという意見、議論なりが出されたのかどうなのか、議論されたのかどうか、その点について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 山中委員長。

交通問題特別委員長（山中 彰君） 旧池田町の議員2名から、両備運輸に対しての池田間の高速便について交渉を行ったかどうかという意見がありましたが、今のところ町全体としても小豆島全体としても、やはり今のバランス、それから現在ある内海港への高速航路等のことを考え、今すぐには具体的な問題とは把握しておりません。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、庁舎問題特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。秋長委員長。

庁舎問題特別委員長（秋長正幸君） 平成20年9月17日。小豆島町議会議長中村勝利殿。庁舎問題特別委員会委員長秋長正幸。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。庁舎問題に関する事項。

2．調査の経過。平成20年8月13日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3．調査の結果。

庁舎問題の庁舎の位置について、合併協定項目に明記されている内容、合併から今日に至る状況を再度確認し、香川県内の合併市町の庁舎のあり方、動向の説明を受け、今後の進め方について協議した。次回においては、現在の分庁舎方式を続けるか、本庁舎方式に移行すべきか等の協議を行うこと、また住民への周知については議会だよりを通じて委員会活動のお知らせをすることを決定した。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告・調査中間報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、2点について質問をいたします。

まず最初に、諸事案の委託料についてであります。間近に迫った内海中学校体育館建設に設計監理委託料が682万5千円と前年度の中学校建設委託費が1,995万円となっております。また、今年度は改良住宅等改善工事として設計監理委託料が589万1千円が計上されておりますが、この委託料の積算基準の算定方法を聞きたいのと、この余りにも多い委託料、何とかならんかという素朴な質問でありますけれども、その上本町には一級建築士の資格を持った職員がおりますが、今述べた工事に対してどのような形で携わっているのかお尋ねをいたします。

次に、図書館の借地料についてであります。年間151万円支払っているが、築15年を経過して最初からだ2,250万円支払っていることになるが、昔から借るほど高いものはないというふうに言われておるところでございます。

そこで、借地料の算定方法と何年で契約を更新するのか、また先々負の遺産とならないように買い取ることはできないのでしょうか、以上お尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答えをいたします。

最初の設計監理委託料に関するご質問ですが、改良住宅等改善事業費の13節委託料の設計監理委託料589万1千円の積算内容につきましては、本年度予定をしております橘地区改良住宅G、H棟耐震及び外壁改修等工事に要するものでありまして、香川県住宅課の指導を受けて積算をしております。建物の工事費及び用途により算出した人件費、諸経費、技術経費などを積み上げたものでございます。

また、一級建築士の資格を持った職員についてであります。これまで人権対策課の町営住宅における住宅地区改良事業、公営住宅建設事業、既設改良住宅増改築事業、改良住宅等改善事業などの国庫補助事業に携わってきております。ただし、これらの国庫補助事業についての設計業務、監理業務については外部委託をしております。その他、当該職員は人権対策課が管理している建物などの修繕等につきまして、設計監理を担当しております。また、本町の他の課での建築事業についても相談に応じたアドバイスを行って

るところでございます。

内海中学校の設計監理委託料につきまして、また次の質問の図書館の借地料につきましては教育長から答弁をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 5番谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の設計監理委託料のご質問ですが、建築工事等に係る委託料は基本設計及び実施設計業務に対する委託料と工事監理業務に対する委託料がございます。19年度の内海中学校建設事業の設計監理委託につきましては、屋内運動場実施設計委託料と校舎建設工事監理委託料であり、20年度の設計監理委託料は屋内運動場建設工事監理委託料となっております。

ご質問の委託料の算出方法につきましては、町長のほうから答弁がございましたが、同様に建物の工事費及び用途により算出した人件費、諸経費、技術経費等を積み上げて積算しております。

また、設計の内容については教育委員会の場合は香川県教育委員会と香川県建設課の審査を受けることになり、適正な業務の執行に努めているところでございます。

次に、一級建築士である町職員が内海中学校建設事業にどうかかわったかというお尋ねですが、当然ながら人権対策課の通常業務がございますし、中学校建設に関する業務量は負担も大きく、かつ専門的な部分が多くあるため、基本的に職務としてかかわっておりませんが、設計及び工事の段階や状況に応じて相談なり協議は行ってきております。具体的に申し上げますと、設計や工事についての不明な点が生じた場合にアドバイスを受たり、工事の竣工検査において実際に立ち会いをお願いしたところでございます。

次に、図書館の借地料についてのご質問ですが、平成5年に設置された町立図書館の借地料151万円につきましては、図書館が建っている宅地と図書館利用者用の駐車場借地料でございます。

まず、図書館が建っている宅地ですが、面積が1,249.89平方メートルで所有者との協議の結果、年間100万円で土地の賃貸契約を締結しております。この金額につきましては、香川県算定基準を準用して求めておりますが、所有者のご厚意によりまして基準額より大幅に安い金額設定となっております。また、賃貸借の期間は平成54年までの50年間としておりまして、期間満了後は双方から異議の申し出がなければ10年間延長することになっており、その後においても同様の賃貸借を延長することとなっております。

次に、図書館の駐車場ですが、図書館から内海八幡神社のお旅所前の一部と防火水槽近

辺の合計755平方メートルの土地を年間51万円で賃貸借契約を締結しておりまして、賃貸借の期間は20年間とし、期間満了後は宅地と同じく10年間の延長となっております。この金額の算出方法につきましても、固定資産評価額をもとに香川県算定基準を準用して求めています。駐車場の賃貸料につきましても基準額より大幅に安い金額となっております。

なお、土地の譲渡につきましては、所有者の意思や土地の用途などを考えますと、困難であると思われます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 本町の職員の中にはいろいろな資格を持ったおるわけですが、町長から見て適材適所に配置をされているとお思いですか、これ1点。

それから、一級建築士の募集が8月号の広報に載っておりましたが、これは今おる一級建築士の職員が来年定年になるということの補充であろうかと思われませんが、町長はどの職場でどのような仕事をあてがっていくのか、この2点を町長に答弁を求めて私の質問を終わりたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答えいたします。

建築士の適材適所に配置をしておるかということですが、配置をしておると、こう思っております。

それから、一級建築士につきましては総務課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ご指摘の一級建築士の募集についてでございますが、おっしゃるとおりで現在おります一級建築士、60歳定年を迎えますので、その補充でございます。なお、現在の職員につきましては人権対策課に配属をいたしておりまして、24時間いつ電話がかかっても出ていかないかんというような非常に過酷な1人で対応しておりましたので、今後今考えておりますのは、まだ決定ではございませんので、まだ私の考えでございますが、建設課の管理に配属をいたしまして建設課所管、人権対策課所管、それぞれ600余りの住宅でございますので、今の建設の管理係とともにその専門の知識を生かして管理に当たってもらいたいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私のほうからはたびたび学校の施設について質問なり議論をされ

ておるんですが、これについて質問させていただきます。

安田小学校の耐震化についてということで、平成21年4月から旧町時からの課題であった内海地区の4小学校のうち、福田小学校が安田小学校へ統合されることが決まっています。福田地区からの統合の条件として、安田小学校の耐震化、スクールバスなどがあると聞きます。耐震化工事をするとう回答しているようですが、現在学校再編整備検討委員会で残り3校の統合計画も検討されていますが、無駄な投資にはなりはしないですか。実施すると、他の耐震化ができていない苗羽小学校、星城小学校、また池田中学校も問題となると思いますが、対応をどのように考えていますか、町長にお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

本町の学校施設の整備につきましては、本町の将来を託す子供たちに対しどのような教育環境を整備していくかの重大な選択を迫られておる問題でございます。

その背景には、学校施設の老朽化や耐震性の問題、また少子化の進展、また地域と子供たちのかかわり合いなど多くの課題がございます。これら一つ一つを丁寧にかつ時期を失することなく解決していくことが求められていると考えております。

ご質問の内容に関しましては、学校再編整備検討委員会で議論が進んでおる問題でありますので、教育長から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 3番森口議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校施設の耐震診断実施状況につきましては、来年4月に統合する福田小学校を除き、星城、安田、苗羽の各小学校は平成17年度までに1次診断を実施しており、池田小学校は平成19年度に2次診断を実施しております。池田中学校は現在1次診断を実施中で、診断結果の成果品の提示はもう少し先になりますが、構造耐震指標であるI s値のみ事前に確認しております。

昭和56年以前に建築した学校施設の耐震診断の結果ですが、苗羽小学校の一部校舎と安田小学校体育館を除いて耐震性がないとの結果となっております。特に、安田小学校の校舎2棟、星城小学校のホール部分に加え、今回1次診断を実施中であります池田中学校の教室棟もI s値が0.3未満という結果であり、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する可能性が高いという判断になっております。このI s値が0.3未満の学校施設については、全国で約1万棟あり、文部科学省から平成22年度までに耐震化を図るよう指導が参っております。

このような状況の中、福田小学校の統合に際しましては、保護者及び地域の皆様から安田小学校の耐震化に対する強い要望がございました。福田小学校の校舎は耐震診断を実施しておりませんが、昭和51年の建築であり、安田小学校校舎よりは耐震性があると思われまますことから、保護者の方々からすれば危険性の高い校舎に行かされるという思いがございました。

また、学校再編整備検討委員会の小学校部会で、星城、安田、苗羽小学校については、教育環境や耐震性の面から統合を含めた検討を行っております。現時点で最終的な意見の取りまとめには至っておりませんが、旧内海町の検討で一応の方向性が出されていることもあり、統合すべきとの意見が多くなっております。ただ、現在ある3小学校のいずれかを統合校舎とすることは地域感情からしても難しいのではないかという意見がありますし、3小学校の建築年度からしても耐震補強を実施して使用するわけにはまいりませんので、新たな場所に学校用地を求め、新校舎を建設ということになります。そうなりますと、本町にとっては大規模な統合となることから、ある程度の検討期間を設け、保護者及び地域住民に対して説明を行い、理解を得る必要がございます。

以上のように、地域との協議、新校舎の建設場所の決定及び建設期間等を考えますと、統合という方向性で決定したとしても、統合までにはかなりの期間を要するものと思われるます。それまでの間、I s 値が0.3未満である安田小学校の校舎を耐震補強を実施せずに放置しておくことは児童の安全性確保の面からしても大きな問題がございますので、第3次地震防災緊急事業5カ年計画の最終年度でもあり、また有利な財政支援のある平成22年度までに耐震補強工事を実施したいと考えたところでございます。

統合という方向性が決定した場合、安田小学校の耐震補強工事が無駄な投資になるのではとのご質問でございますが、財政負担を無視するわけにはまいりませんが、児童の安全確保が第一であることをご理解いただきたいと思っております。

一方で、池田中学校の教室棟も今回I s 値が0.3未満であるとの1次診断の結果が出ましたので、この診断結果を学校再編整備検討委員会の中学校部会に報告し、検討を行っていただいております。ここでも最終結論は出ておりませんが、教室棟は昭和38年の建築であることや、生徒数の将来予測、これに伴う教職員の配置問題もあり、耐震補強工事を実施せずに統合をやむを得ないという方向性になっております。本町の学校施設が建築後相当の年数を経過していることや、児童・生徒数の減少から統合を選択しなければならない現実があり、教育面や安全性確保だけでなく、財政的負担の軽減を考慮した耐震化計画と統合計画を策定することは大変苦慮しているところでございます。

このように非常に困難な作業を学校再編整備検討委員会にお願いしているわけですが、現在各部会で検討中であり、今後の全体会での検討を経て最終的な答申をいただきたいと思っております。この答申を受けて、本町の将来を担う子供たちが安全・安心な学校でよりよい教育環境のもとで学び、成長していくことを最優先に、再編整備基本方針及び実施計画を策定したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） ただいま答弁いただきました。これは、私は何で出してきたかというのは、6月議会で財政的な問題とかいろんな面で統合と耐震化の整備を切り離しては考えられないというような答弁を出しておったんですが、これ何でしたら答弁全部読みましようか、時間があるんで。

6月議会で町長なり教育長の答弁、これ簡単に言いますと、耐震補強を先行して実施することは理想であります、将来的に統合となった場合、統合校舎建設という新たな財政負担を伴うこととなりますので、慎重に検討するものであると思えます、先ほど教育長からの答弁にこういうなあれはあったんですが、それで学校再編検討委員会の中での方向性をいただいた形で結論を持っていきたいというようなことできとんどですけども、それが出るまでの間というのは、今安田小学校はやろうとしておる、池田中学校は生徒数が減ってくるからもうしないんだと、こういうような余りにも一方的なような感じがするので、これは多分池田地区の住民としたら恐らく納得しないであろうというような感じがします。これについて、やはり統合というのは、私は実は統合にかかわってきまして、三都の小学校で大変サンドイッチというか、間に板挟みになりまして、なかなか結論を出すというのは難しいなというんは体験しておりますけども、ですから最初から福田小学校が統合するということが決まったあるいはそういう検討に入っておったときから耐震のI s値が低いという、これはもう先ほど言うたように報告がありましたけど、17年に出とったと。ですから、この時点から本当はもう考えていくべきでなかったんかなと。今ここへ来て、どうしてもそういう福田の小学校の校舎が比較的一番建設が遅い関係で安全であるというように耐震診断してないけども、そういう思われ方をしておると、こういうのは一般的な見方だろうと思えます。それで、これで早く、前にも質問したんですが、こうやって耐震の補強の程度というんが今わからないんですが、それをやるとして、こういうな今まで修繕なんかでもかなりの金額を突っ込んできた。ですから、安全性ももちろんなんですが、何でこういうようになってきたかいうたら、やはり目標がはっきりしてないからずる来てしまったと、そういう見方があると思うんですが、私はもっと場合によったら検



討委員会の結果とか意見を尊重するというような言い方をしよんですが、やはりもっとそういう22年度までに耐震に問題がある分は整備せないかんということで指導が来とんであれば、なおさら早い段階で結論を出して、統合小学校の校舎を建設する場所、3校では3校のどこへ持っていっても問題が起きるといような答弁でしたから、当然どっかの小学校部会でも多分意見が出てると思うんですが、そういうな場所あるいは期間、時期、これをもう早急にやはりやっていって、その間これは怒られるかもわかりませんが、辛抱していただくというふうな見方もあるんじゃないかと、工事をやるいうたって極端に言うたら1年ではできないと思うんで、そこらの分も考えるとやっぱりもっと突っ込んで検討していくべきではないかと。

それから、統合小学校を建設するとなると、やはりかなりな費用がかかるわけですから、合併特例債、これを利用してやるのではないかなというふうな私は推測でおるんですが、そうなってくると、27年度までしか使えないということになりますんで、おのずとさっき言いましたが、学校の統合をもっと早く検討してその工事にかかると。例えば、27年度ですから、25年度ぐらいからもうやっていけるような体制を考えていかなんたら、これを利用できるのではないかなというふうな感じがします。そこらで一応それで一回答弁願います、町長なり、教育長。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問でございますが、ご意見でございますが、もっと早く決めなんたら、こういうこと遅うなったらいかんじゃないかと、そしてまた不信感も持つようになるぞと、こういうことで、まさにそのとおりでございますが、合併、そして合併後にすぐ福田小学校の問題、これはもう合併の前から話が出ておったんですが、それらを進めるに当たって、皆さんに十分な現状説明が行き渡ってなかったという点も反省いたしております。

そしてまた、この合併特例債を使える間に検討したらどうかと、改築をしたらどうかと、こういうことでございますが、それらにつきまして委員会と早急に相談しまして取り組んでいく方向に進めていきたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどのご意見、貴重なご意見でありありがとうございます。

検討委員会の結論が恐らく今年度、今年度じゃなしに今年中に出てくるんでないのかなと思っております。それをもとに委員会といたしましてもできるだけ早急に、今ご指摘のあった件についての検討を重ねてまいりたいと思っております。

ただ、27年度までということになりますと、今から五、六年かかるわけでございますので、安田小学校22年度っていうことを計画しておりますけれども、検討整備委員会のほうでもいろいろ意見が出てきておりますけれども、子供の命が第一でございますので、もしかすると繰り上げで実施ってような方法も考えられるというようなことで、考えられる程度で考えるということまで参りませんけれども、いろんな面で検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 安田小学校のほうはそういうことで、子供の命が大事と、池田中学校は耐震化をしないということなんですが、これはちょっと矛盾しとんじゃないですか。片一方も子供は確かに大きいですけども、人数もなるほど池田中学校のほうが少ないかも、余り変わらんかな、安田小学校全部合わせた場合は、そういう点からいきますと、少しおかしいというような感じがしますが、その辺はどうですか。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 池田中学校の耐震診断の結果でございますけれども、これが先日わかりましたところでございまして、安田小学校の場合は17年度に実施してわかっていたんですけども、8月の末に初めてI s値が出てまいりました。その関係で、そのI s値も含めて再編整備検討委員会に初めてかけたというような状況でございまして、そちらのほうでもまた審議をしていかなんたらいかんと。確かに、片方で0.3未満のところを22年度にやって、片方で0.3未満のところを耐震しないというのはちょっと矛盾を感じるということ、十分ご指摘の点はわかっておるつもりでございます。その辺も再編整備検討委員会のほうで十分審議をしていただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、3点につきましてお尋ねしたいと思います。

1つは、橋トンネルの工事を受注しておりまして、工事中でありましたりんかい日産建設株式会社は8月29日、東京地裁に会社更生法の手続が受理されました。負債総額は約630億円で、ゼネコンでは今年最大規模の経営破綻となっております。今後の工事への影響についてをお尋ねしたいと思います。

次に、2番目に福田姫路航路、夜9時代がなくなりまして、夕方は7時30分発が最終便となりました。島からの往来が不便になったのは間違いないところであります。フェリー業者から国土交通省への減便申請がなされたにもかかわらず、関係町へ何の連絡もなく運

輸局はこの認可をいたしました。こんな運輸行政でいいのだろうかというのが私の質問であります。

国道436号線は、兵庫県の姫路市を起点といたしまして、小豆島町を経て香川県高松市を終点とする一般国道であります。もう少し詳しく申し上げますと、姫路市の国道250号線と接する末広橋交差点を起点といたしております。したがって、陸上部分も含まれており、また高松港からは国道30号中新町交差点の陸上部も含まれております。1982年の制定でありますので、26年が経過しております。小豆島内の陸上部の436号は、国道に制定されてからは安田地区の拡張工事、また西村地区の拡幅工事、さらに橋トンネルの着工と目に見えて改良されております。ところが、このたびの突然の減便認可は町民として納得がいかないものであります。

次に、3番目に3名の方からふるさと納税があったと広報で知りました。この制度は小豆島町出身者へのPRをし、よく理解してもらうほどに故郷への思いがふるさと納税としてはね返ってくるものと思います。町出身者への町単独のいい策を立てるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。ふるさと納税推進チームをつくり、小豆島町出身で島外で暮らす大勢の人たちへのアプローチをどういう方法とするのか、役場内だけではなく、島外に住む人たちの提案も取り入れたりしまして、どのようにすればふるさと納税がしやすくなるかなど広くアイデアを募り、よい策をつくるべきだと思います。そして、このチームのチームリーダーは町民を代表する町長みずからが就任をして、旗振りをする事により、ふるさと納税意識の高まりと町長が本人への一声をかけることによって納税行動を呼び起こし、税収が次第にふえていくものと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。以上、3点よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番議員、浜口議員のご質問にお答えをいたします。

最初のトンネル工事に関するご質問ですが、ご指摘のとおり受注した共同企業体の1社が会社更生法適用申請を行いまして、工事が一時中断したことは事実であります。現在は工事が再開されております。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、2点目の質問でございますが、ご質問の趣旨はこのたびの小豆島と周辺各市とをつなぐ航路の休止あるいは減便に関しまして、福田姫路航路最終便の減便を例に、運輸行政のあり方についてのご質問であったかと思っております。この問題につきましては、8月28日に開催いたしました交通問題特別委員会でも減便を知るに至った時期やその後の町の対応

についてのご説明を申し上げましたが、今回の減便問題は情報の提供を初め、運航業者、運輸局、県の姿勢について多くの疑問点が生じる結果となりました。その際の経過や運航業者、また運輸局に対する要望等については後ほど担当課長から説明を申し上げます。

ご質問の運輸行政のあり方につきましては、関係機関に対し、情報の提供や意見聴取、運航業者への指導、さらには今後の対応について強く要望したところでございます。また、運輸局内において今回の減便及び時刻の変更について、所管の海上交通部門から路線バスなどを管轄する陸上交通部門へは周知がなされておられません。船の時刻変更については、バスとの乗り継ぎへの対応を含めて考慮すべきだということも申し上げ、運輸局組織内の横の連携についても問題提起を行ったところでございます。

このように運航業者への指導を含め、運輸局に改善いただきたいところは多々ありますが、法的には各種許認可は国土交通省の権限とされており、関係団体の意見聴取については明記されておられません。しかし、住民生活や地域の経済活動に直結する内容については当然のことながら利用者の立場や意向を踏まえた判断がなされるべきであると考えておりますので、これらの点につきましては関係自治体の代表として忌憚のない意見を述べたところでございます。

今後も運輸行政につきましては、国、県に対して要望すべき点は要望し、改善すべきと思う点については積極的に意見具申をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考までに運航業者による利用客への周知につきましては、減便に至った理由を記した文書の配布を初め、時刻変更チラシの新聞折り込み、さらに8月末には乗降客に対して時刻変更チラシを直接配布したようでございます。また、高松土庄間の高速艇減便の初日である9月1日第1便については、フェリーへの乗りかえなどにより大きな混乱はなかったと報じられておりました。記事の中で利用の声として、せめて事前にアンケートなり、乗客の要望を聞いてほしかったと紹介されていたように、減便に伴う運航時間の変更についても業者と運輸局の2者の合意だけで決定され、事前に利用者の意向を聞くといった意思や作業はなかったと思われまます。

3点目のふるさと納税に関する質問ですが、ふるさと納税制度につきまして、小豆島町出身の皆さんにPRをして制度を理解していただくことが大切とのご指摘でございますが、私も同じ考えであります。ふるさと納税制度の趣旨や本町の対応策につきましては、さきの6月議会で2番藤本議員の一般質問でもお答えをいたしておりますが、具体的な対応といたしましては、町ホームページへの掲載を初め、新たにふるさと納税を呼びかけま

すチラシを作成し、両庁舎の窓口に備えつけるようにいたしました。

今後、東京、大阪などの小豆島会、錦楓会や翠雲会、香川県人会など機会あるごとにあいさつでのお願いやチラシの配布などによりまして、積極的にPRしたいと考えております。今月には大阪錦楓会、来月には兵庫小豆島会があり、私か副町長が出席いたしますので、そこでもチラシを持参いたしましてPRを行うことにいたしております。

また、課長会において、町幹部職員で町外に住所がある方や親戚、知人へも協力を依頼するよう指示したところでございます。

次に、ふるさと納税制度により、ご寄付をいただいた方への対応でございますが、当初は希望者にオリーブの苗木2本をお送りする予定にしておりましたのを、関東から北ではオリーブの育成が困難であることもあり、オリーブの苗木2本または広報「しょうどしま」を1年間お送りするように改めております。そのほか、広報にお名前を掲載した号につきましては、オリーブを希望された方にお送りをいたしておりますし、今後はご本人の承諾を得られれば出身地もあわせて掲載していく予定にしているところでございます。

今後とも、あらゆる機会を通じましてPRに努めるとともに、ご寄付をいただいた方には礼状に加えまして私から直接お礼の電話をかけるなど、礼を尽くして対応してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

後、建設課長また企画課長に答弁をさせます。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 17番浜口議員の1点目、橋トンネル関係のご質問についてご説明いたします。

ご存じのとおり、国道436号道路改築工事の橋トンネル工事は、事業主体の香川県において制限つき一般競争入札により今年3月にりんかい日産建設・カナック特定建設工事共同企業体が施工者に決定いたしております。その共同企業体の1社であるりんかい日産建設株式会社は、資料によりますと、資本金70億5,500万円、従業員669名、本社が東京の会社で、主たる業務内容は土木、建築工事の請負、企画を中心とする建設事業と土地開発、地域開発を中心とする不動産開発事業でございます。そのりんかい日産建設株式会社が平成20年8月29日に東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し、同日午後5時に裁判所から発令された保全管理命令により保全管理人が選任され、旧経営陣にかわり会社の事業の経営及び財産の管理、処分に関する一切の権限は保全管理人に専属することとなりました。聞くところによりますと、不動産開発事業でサブプライムローン問題に端を発した昨今の不動産市況の悪化から、会社の経営状況が一気に悪化し、今回の会社更生手続開始の

申し立てに至ったようでございます。

このようなことから、橋トンネル工事現場では8月29日に会社更生法適用申請の連絡を受け、すぐに現場を一時中断し、保全管理人の監督指導のもと、下請等工事関係業者への説明、今後の工事参加同意や工事再開許可、発注者である香川県へ説明などの手続を経た上で、9月4日午後3時ごろには工事を再開したとお聞きをしているところでございます。

また、現場関係者などの施工体制にも変更はなく、9月9日にはトンネル掘削のための第1回目の岩盤発破作業も実施されるなど、現在は順調に工事が進められている状況でございます。発注者である香川県からも、今後の工事の進捗にも現時点では大きな影響はないとお聞きしており、私どもも安堵するとともに今後も工事が円滑、安全に予定どおりに進捗し、一日も早く完成することを願うものでございます。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 17番浜口議員のご質問に補足説明をいたします。

今回の小豆島を取り巻く航路問題につきましては、7月1日に土庄新岡山航路の高速艇の減便を皮切りに、8月19日の新聞報道による土庄高松航路高速艇の1日16便から8便への大幅な減便、福田姫路航路最終便の減便、さらに土庄岡山航路の高速艇の一部運休から全部運休への変更など、3航路における減便が報じられたことはご承知のとおりでございます。

この中で、土庄高松の高速艇、福田姫路の最終便の減便につきましては、土庄町から運輸局へ減便の見直しを要望した8月15日及び17日、さらに18日の運輸局の記者発表による翌19日の新聞報道によって状況を知るに至りました。本町にとってはまさに寝耳に水であったわけですが、今回の減便は住民生活や経済活動など各般にわたって多大の影響を及ぼすことが想定されるだけに、これまでの経過を把握し、今後の対応を図るため、町長と正副議長、私と担当の5名で認可された旨の新聞報道があった8月19日に急遽県及び運輸局を訪ねることにいたしました。

まず、県では情報把握の経過を伺うとともに、県下の交通政策全般を所管する部署として早い時期での情報収集や関係団体への周知、対応が図られなかったことへの改善を要望し、あわせて今後の島を取り巻く交通行政全般の取り組みの強化や協力をお願いいたしました。

また、運輸局では認可に至る経緯を確認するとともに、運航業者、運輸局双方の今回の

対応における問題点を指摘し、運輸局の業者指導及び本町を含む関係者への今後の情報提供を強く要望したところでございます。

なお、土庄町へは6月下旬　これ6月24日でございますが　の段階で運航業者が説明のため土庄町長を訪ねていたとのことではありますが、運航業者はもとより土庄町から本町への連絡は何もありませんでした。その後の8月14日、土庄町の関係者が運輸局を訪ね、利用者への周知や関係団体への理解を得るよう求めたということでございます。また、私どもが運輸局を訪ねた際には、今後想定される運賃値上げについても住民生活や経済活動への影響ははかり知れないとして、値上げ申請が出されるようであれば慎重な対応を図るよう牽制球を投じてきたところでございます。

なお、運輸局を訪ねた翌日の8月20日には、小豆島急行フェリーの諏訪社長が本町を訪ね、おくれらせながらも減便に至った理由等の説明がありましたが、運航業者の訪問は本町の抗議行動に対しての運輸局の指導によるものであったようでございます。以上、今回の減便についての経過や町の対応につきましての説明とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君）　17番浜口議員。

17番（浜口　勇君）　今経過につきまして、減便の説明がありましたけれど、実際は燃料の高騰であろうと思います、原因は。そこで、最近の燃料の動向を聞いておりますと、だんだんと値下がりをしておると聞いております。燃料の高騰が減便の大きな理由でありますれば、この燃料価格が落ちついた時点で、夜の姫路福田間の最終便を今の7便体から8便体に戻すように運輸局を通じてフェリー業者に約束をさせられないかなと、町民を代表します町長の大きな仕事ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君）　町長。

町長（坂下一朗君）　17番浜口議員のご質問にお答えいたします。

つい最近、石油なんか下がってきておるということはご承知のとおりでございます。したがって、今のところまだ下がるんではないかというような報道でもありますし、言われましたように、運輸局のほうへ早急に減便を解消するような指導をしてくださいというようなことは申し入れていきたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君）　暫時休憩します。再開は50分。

休憩　午前10時41分

再開　午前10時51分

議長（中村勝利君）　再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、バイオマスタウンの早期実現へということで質問をいたします。

町内で発生する廃棄物は、大きく分ければ産業廃棄物と一般家庭からの廃棄物に分けられます。バイオマスの主なものに醤油かす、処理槽汚泥、木材くず、生ごみ、これは家庭の生ごみですが、ここで言う部分のし尿浄化槽汚泥、廃食用油等があります。産業廃棄物の処理は飼料化等の企業間の取り組みで前進し始めていると聞いております。これは醤油かすの部分でございますが、そのように聞いております。

また一方、家庭の生ごみは丸山の焼却場で石化燃料を使い燃やし、焼却灰は処理場で埋め立てしていると聞いております。し尿の処理はみさき園、御影浄苑で処理し、液体は海に流し、固体は処理場で埋立処分されているということです。これらが今の姿ではないでしょうか。

丸山の焼却場とみさき園、土庄町との施設である御影浄苑、これら3施設ともに多額の費用をかけて延命工事を行い、また工事が予定されていますが、今後5年から10年後にはともに新しい施設が必要になってくるのではないのでしょうか。昨今の原油高、穀物の高騰等で町内の企業並びに一般家庭にも大きな経済的ダメージが出ています。今後、ごみとして処分するだけを考えていた時代は終わり、ごみと思われていたものが現代の化学の応用で有価物になる、すなわちお金になるということがわかってきて、多くの自治体で取り組みがなされています。我が町でも早期に取り組み、実現する必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番植松議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨は廃棄物処理について、焼却、埋め立てなど従来型の処理方法や施設整備ではなくて、技術革新によってこれまで廃棄物として処理されていたものが有価物となるという観点から、最近のバイオマス技術を活用したバイオマスタウンの実現をということかと存じます。

このバイオマスタウンに関する私の考え方は、3月の議会で10番植松議員のご質問に対する答弁で申し上げましたように、本町の基幹産業である食品産業から発生する廃棄物系バイオマスの利活用に加え、自然や農業に親しむ生活、環境に優しい平和な暮らしなどオーリーブライフのまちづくりを目指す上でバイオマス資源の有効活用が不可欠であると考え



ており、その第一歩となるバイオマスタウン構想の必要性は十分認識いたしております。

廃棄物処理施設の状況につきましては、みさき園が昭和52年から稼働し、31年が経過しようとしております。現時点では、平成29年度末までの稼働を前提に、これまで大規模改修を行ってまいりましたが、今後も突発的な修繕が必要になることも考えられます。また、池田地区のし尿を処理しております御影浄苑につきましては、平成3年に建設され運転をいたしておりますが、地元地域の協議により、平成27年度末までという期間限定で稼働としております。平成6年に稼働を始めました小豆島クリーンセンターも14年目となり、傷みの激しい機器もありますので、年間約1億円の維持修繕費が必要となっており、ご指摘のとおり、いずれの施設も建てかえの時期が近づいております。このような状況の中、国においても廃棄物分野でのさらなる温暖化対策を推進するため、廃棄物処理、リサイクル施設での焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う効率の高い発電施設、廃棄物に含まれるエネルギー源を回収するBDF化施設、エタノール燃料化の積極的な整備、また廃棄物系バイオマスの再生利活用率を高めるため、廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業などに取り組んでおります。

本町でもごみの再利用により、現在稼働中の最終処分地の延命化や次期処理施設の建設費用も含めた経費削減が図られるのであれば大変望ましいこととあります。ただ、本町で取り組む場合に考えなければいけない点もございます。堆肥化商品の利用、また新たなプラントの建設に係る費用と建設後の維持費、それから大規模改修のため、これまでに投資したみさき園の改修費用と平成30年度以降の運用の問題などがございます。

また、現在土庄町と設置している土庄町小豆島町環境衛生組合や小豆地区広域行政事務組合との関係など、本町だけでは答えの出せない問題もございます。

一方、食品産業から発生する廃棄物系バイオマスの一つである醤油かすにつきましては、ご存じのように昨年から官民協働で飼料化への検討がなされておるところでございますが、ご指摘のように昨今の原油の高騰から、島内の大手企業では現在のところ飼料化よりも焼却による熱回収のために燃料として利用するほうが費用対効果の面で有効であり、当面は補助燃料として利用を継続すると伺っております。

このような状況のもとにおきまして、バイオマスタウンとなるためには廃棄物系バイオマス90%以上、また未利用バイオマスの40%以上の利用に向けた総合的な利活用という基準をクリアすることが要件となりますので、各業界の取り組み状況を注視しながら、その実現性などを踏まえ、本町の基幹産業である食品産業から発生する廃棄物系バイオマスの利活用に加え、生活系の廃棄物や未利用バイオマス資源の利活用も念頭に、バイオマスタ

ウンの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今、町長のほうからそういうな形のもんを、バイオマスタウンということを進めていきたいというふうなことを返答あったと思いますが、私は産業廃棄物の部分も、これ今産業界で考えておると、それから今の費用対効果いう形のもんで、ちょっと紆余曲折はあるというふうには聞いております。しかし、反対に一般家庭から出る部分、先ほど私が質問で大いにやっていると、こちらのほうがこの質問は私は主体だったと思うんです。家庭の生ごみ、ホテルとかそういうなんも含めてですが、生ごみとか浄化槽の汚泥、そういうふうな部分を使ってやってみたらどうかというふうな形でありまして、本町単独でやるというふうな考え方、これ町長、本町で建設するのは云々という話も先ほどあったと思いますが、そういうふうな形じゃなしに、せっかく広域の行政をやっておるんでありますから、御影浄苑もみさき園も、これもう延命を何度も繰り返さんならいかんというふうな状況になってきております。ですから、土庄との話し合いの中で新しいそういうバイオマスの施設というのを考えていったらどうやと。我が町でやるだけでは、そら非常に負担が大きいと思いますが、昨今の新聞報道によりますと、広域で自治体やるという話の部分には補助金もつけましょと、これはバイオマスじゃないですけども、高松に直島や小豆島町、土庄ひっついて行政が広がってくれば、政府が補助金を出しますよという形、交付税をという形のもんが多分きのうも出とったと思うんです。ですから、世の中の流れというのがそういうふうな形で単独の町でやるという部分じゃなくて、じゃあ広域圏で考えてみるというふうになってきておると思います。ちなみに、今度の御影浄苑ですか、その7年間、平成27年までの延命というんですか、それで約4億円も改修費用に充てるというふうなことも聞いております。これは非常に町民からすると、たった7年のことでそんなようけつぎ込まなんだらいかんのかというようなことにもなってきますし、私はこれもう少しやっぱり考えて有価物にすると、メタンガス発酵等を考えてやると。その残りが肥料化にしていくんだというような先進地の事例もありますので、そういうふうなことをやっぱり両町で考えてやると、そうすれば丸山の焼却場に生ごみがどんどん入って行って炉が傷むと、それから石化燃料を使ってどんどんやるという部分も減っていくんじゃないかなということで思っておりますが、そこら辺町長いかがですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番植松議員のご質問にお答えいたします。

先ほどいろいろ言われましたが、このバイオマスにつきましても、小豆島一体になって検討するのが合理的であるということは当然でございます。今まで行政別々にやっておりましたが、一緒にやるべきものは一つになってやるという、そういう意味で広域議会がございます。そういう点で、広域議会にもこれらを持ち込んで、将来やっぱり小豆島一つでやるほうが効率がいいし、また合理的であると、こういうことであると思います。したがって、広域のほうで検討課題として早急に取り組んでみたいと、こう思います。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今、町長のほうからそういうふうな検討するというふうな形が出てきましたので、広域の9月の議会云々でそういう部分も提案したいと思っておりますが、今現在し尿の処理費用というんですか、みさき園と御影浄苑、大体年間にどのぐらい費用が発生しておるのかなと。それが、先ほども言いましたように、処理して捨てるという考え方から、処理をすることによって先ほど言ったメタン発酵だとか肥料だとかいうふうな部分になっていけば、これ今海へ捨てれば漁業組合補償云々、それから固形物は処理場で埋立処分ということで、それがなければ処分場の延命いうんですか、少しでも長くもつというふうな部分にもなっていくますし、メタンガスは当然もう電力的に、電力化するいうんですか、そういうふうな形になっていきますので、仮に施設をつくるとしても、その施設のある程度の電力を賄うというような形にもなっていくと思います。ですから、ぜひその部分をやっていただきたいのと、みさき園と浄苑でどのぐらいやっぱり年間かかっているのかということ、できれば答えていただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） し尿処理の関係でございますけれども、昨年1年間で6,770キロリットルを処理をいたしております。このうち、みさき園で処理したのが4,240キロリットル、率にしますと63%でございます。旧の池田町は土庄との共同の御影浄苑で処理をいたしておりますが、この量が2,530キロリットル、約37%でございます。これに係る処理費用でございますけれども、収集、運搬に要した費用が4,552万1千円、それとみさき園と御影浄苑での中間処理を行っておりますけれども、その費用が9,857万6千円、合計をいたしますと1億4,409万7千円となっております。これを1キロリットルあたりに換算をいたしますと、1キロリットルあたり2万6,449円、ご利用いただいております町民の皆さん1人あたりに換算をいたしますと、8,364円となっておりますけれども、19年度につきましてはみさき園も御影浄苑につきましても、大きな改修工事がございますので、こういう数字となっております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、3点について質問を申し上げたいと思います。

1つは、地方分権を町長はどう考えているかと。地方分権と言いますが、町はどう考えてどうしようとするのか聞きたい。今の小豆島町を立ち上げるときに、今までは国の言いなりに過ぎたと、そうおっしゃったと、一部の説明ですけど。趣旨の説明だったというふうに思います。私から見ると、いまだに国の言いなりではないかと思います。オリンピック100周年の目的は一過性で終わらせないということでないのかと思います。二十四の瞳の壺井栄や人々を救った平井兵左衛門、この人は高松を越えて東京、江戸まで行ったと思うんですけど、もう帰ったらさらし首になるんわかって行ってたんですからすごい人やと思います。そこまで町長になれえとは言いませんけど、この小豆島が本当に大変なことになると、そういった意味では学ぶべき点があると思います。このままでは船もバスもホテルも観光も、そして自治体の特に病院もなくなってしまうのではないかというふうに思います。それは、島が見放されているというふうに思います。町としても何をなすべきと考えているのか、根本から正すべきは正すと、そういう姿勢がないのではないかというふうに思います。

2番目に、公務員の賃金はどのように考えているのか聞きたいと思います。大阪は橋下知事がテレビによく出てますけど、岡山も赤字の責任をうまく働く者に向けていると思います。悪いのは労働者の賃金ということになります。労働組合も数が減って弱っていますが、町は使用者として頑張ることが大事でないかというふうに思います。日本の公務員の数、賃金、どう考えているのか。臨時職や下請をふやしておりますけども、私たちに100円ショップやスーパーばかりで物を買え、生活せよというのが町の姿勢なのか、そのことを聞きたいと思います。

3つ目は、差別のない小豆島にすべき。就職や結婚、生活を考えても、一番泣きを見るのは差別された人だと思います。いろいろ困った人がいるけれども、差別されているままでは生活不安が倍加します。差別に対して、町はどんなスタンスなのか、差別をよいことだという人はいないと思いますけども、以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地方分権に関してであります。本年5月には地方分権改革推進委員会から基礎自治体優先の原則や国から地方への権限移譲などを内容とする第1次勧告が出されまし

て、これを受けまして政府は地方分権改革推進要綱（第1次）を決定いたしました。

今後、数次にわたる、何回かにわたる勧告が行われる予定であります。各省庁の強い抵抗や権限の移譲と本来表裏一体であるべき財源等につきまして、明確にされていないなど、多くの課題が残されております。

分権改革は地方分権改革推進法に規定されているように、自治体の自主性及び自立性を高めることによって、自治体のみずからの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるべきものであり、そのためには税源の移譲を含め、自治体の税財源の充実強化を図ることが不可欠であります。

三位一体の改革におきましては、国庫補助負担金の削減に見合う地方税や地方交付税が増額されるべきであったにもかかわらず、国の財政再建が優先されまして、地方交付税は大幅に削減され地域間格差が拡大し、地方の疲弊が助長されたのでございます。特に、本町など地方の自治体は自主財源割合が低く、国から地方への財源配分となると地方交付税の依存度が大きく、行財政基盤が脆弱となっておりますのでございます。

こうした中で、地域経済の活性化や少子・高齢社会への対応、また防災対策や各種社会資本の整備など重要な課題を要しておりまして、これらの財政需要に対応する財政基盤の充実強化が急務となっておりますのでございます。

4番森議員の言われるとおり、総合計画に掲げた諸施策の推進に努めるためにも、真の地方分権改革の実現を図るために、全国町村会を通じて国に対して強く要望してまいり所存でございます。

次に、2点目の職員定数及び給与水準について答弁いたします。

まず、職員数に関しましては、合併後の職員数の適正化を目的に、平成18年から5年間で13.5%削減するものとして計画をしておりますが、さらに地方分権が進展していく中で、公益を担う役割分担の変化を見据え、住民と協働や他町との連携を勘案しつつ、分権時代にふさわしい組織規模及び執行体制を確立したいと考えております。

続いて、給与水準に関しまして、本町が目指している良質な行政サービスを提供していくためには、高い資質と使命感を有する優秀な人材の確保が重要と考えます。そのためには、今後も国に準じた現行制度の給与を確保していく考えであります。ご指摘の自治体などでは危機的な財政状況のもと、財政再建方策として職員給与の減額措置などを実施しておりますが、本町では町民の皆さんのご理解と議員各位のご見識により、計画的な財政運営により堅実な経営が行われていることから、臨時、嘱託職員を含め、生活給に手をつけ

る段階には至っておりませんので、ご理解いただきたいと思ます。

3点目の差別のない小豆島にすべきとの質問でございますが、日本国憲法14条ではすべての国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないと規定されています。しかしながら、現実の社会では部落差別や子供、女性、高齢者、障害者、在日外国人などに対する差別などさまざまな差別問題が生じている現状であります。

4番森議員のご指摘のとおり、差別はよいことだという人はいないと思ます。差別は間違っているという価値観が当たり前になった今、差別問題を他人事としてのレベルでしか考えられず、自分自身の身近な問題になったとき、心の中に潜在する誤った予断や偏見、また世間体意識や旧来からの因習や迷信によって生まれる差別意識が強くなり、差別という行為となってあらわれ、今なお結婚や就職など人生の節目節目において差別に苦しんでいる人がいるということでもあります。ご承知のとおり、町としましては本年度4月に策定いたしました小豆島町総合計画の中で人権尊重のまちづくりの基本方針として人権同和教育を推進し、同和教育を初めとするあらゆる人権問題の解消と人権尊重のまちづくりを目指しますとしておりまして、小豆島町人権を擁護する条例の制定、小豆島町人権尊重の町宣言などを行ってまいりました。

また、主要施策として、人権に関する正しい知識、認識を普及するため、広報「しょうどしま」を活用した啓発活動や学校教育、生涯教育などにおける人権教育の推進、自治会、事業所及び町職員、教職員を対象とした研修の充実を図りますとしており、町人権同和教育推進協議会を人権啓発の推進部隊として、差別解消に向けてのさまざまな研修会、講演会などを実施しているところであります。

その中で、これまでの啓発、研修会などの現状と課題として、行政側による形式的、画一的な実施傾向であるとか、参加者においても義務的な参加、固定化の傾向を解決するため、昨年度より新規採用教職員など人権同和教育研修会、指導者養成講座での受講者の方に研修を受けての感想、意見を提出していただき、啓発内容や手法の検討をしているところでございます。

今後は、いかに差別問題を自分自身の問題としてとらえ、差別は悪いという認識から差別問題を解消する力につなげていけるような研修、啓発活動を実施し、差別のない明るいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番(森 崇君) 答弁はそれでいいんですけども、先日21世紀の会ですか、産婦人科が問題と、国も動いているようなんですけども、ヤマロクの息子さん、ちょうど僕2番目が同じなんです。この人がその名前が連なっておりましたけれども、36年前に僕の子供が生まれるときも内海病院の先生はいなかったんです。そういうことを考えると、島として物を考えないかんのじゃないかというふうに思いますんで、町長はどう考えているかということを知りたいと。

公務員賃金ですけど、汚染米というんですか、事故米と言われてますけど、安いほうかええからそうなんです。安いほうが確かにええと思うんです。雇う側にしたら安いほうがいいと思うんですけど、そういうことばかりを考えて議会の運営したり、すべてを運営するんではちょっと間違いが起こるんじゃないかというふうに思います。

3つ目の差別のない小豆島にすべきというんですけど、なぜ今さらこんなことをといますと、先日2人の部落差別を受けてる人から電話がかかってきました。2人とも入院したんですけど、もう一日おくれとったら死んどったと、はっきり看護師さんも言うんです。そこまですべてになっているのに、僕らは何もできんというふうなことを考えますと、命が危ないことを考えると、病院でも診てやらにゃいかんのちゃうかというふうに思います。

公務員の問題に戻りますけど、矢形さんが総務課長のときに、ちょっと言います。フランスが96.7人、アメリカが79.3人、ドイツが61.3人、イギリスが67.1人、日本が38.2人なんです。これ矢形さんの当時の答弁です。そういうことを考えますと、合併したんはいいです。どんどん進めていかないかんこともわかりますけど、公務員が多いと、こればかりを言うと、私たちは小豆島に住めんのじゃないかというふうに思いますんで、町長の考え方を聞きたいと思います。

議長(中村勝利君) 町長。

町長(坂下一朗君) 小豆島全体として、医療とか福祉とかいろいろな面を考えていくべきやないかと、こう言われておりますが、まさに医療なんかもそのとおりでございます。内海病院と土庄中央病院、そしてまた民間の医療、これ全体を見て小豆島の医療はどうかという判断をするのが適正で妥当だと、こう思っております。

それから、公務員につきまして、公務員をあながち減したのがいいかと言いますと、やっぱり行政としてどうしてもやるべきことはやっていただかないかん。合併をする一番大きな目的は、国としては公務員を減すということが合併の一つの大きな目的であります。減すにも限度がありまして、今までの行政で2町で池田、内海を合併したことで考えますと、両町で職員がおったのを、それを合併したからその半分にしたらええやないか

と。そしたら、半分で仕事がきちっとやれるかというたら、やはり、一人一人の能力、限度があります。半分にしたから、半分にしてすべて今までどおりに仕事ができるかと、これはできないと、こう思います。したがって、人件費は減しなさい、職員は合併することで減しなさいということですが、それはそのとおりですが、それには限度があるということであり、能力、そしてまた地域の状態、これらがありまして、そこら辺をどの辺で線引きをして判断をしていくかというのが我々の仕事でございまして、議会の皆さんからもいろいろなご意見を賜りたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、2点について住民の暮らしを守る立場で質問をさせていただきます。

第1に、ごみ有料化はやめ、減量化の取り組みを求めることについてです。ふえ続けるごみ問題の解決には、出たごみをどう処理するかという対応ではなく、ごみを出さないようにしてもとからなくすことが一番の課題です。そのためには、自治体、住民が意識を変革し、具体的に行動していくことが大切だと思います。

ところが、町はごみの減量、資源化を促進するごみ処理費用に対する負担の公平化を図る、ごみに責任を持つ社会の実現を目指すとして不燃ごみ収集の有料化を計画しています。しかし、有料化導入直後、ごみは減るものの、必ずリバウンドをしています。これは、ため込んでいたごみを駆け込みで出すということがあるからで、その後はお金を出せばごみを幾ら出してもいいという意識も生まれ、ごみを出すことに痛みを感じなくなり、ごみがふえるというのです。

町は、ごみの減量やリサイクルに無関心で協力いただけない方もいると言っていますが、例えば資源ごみの収集場所が遠くて持っていくことが困難なためにやむを得ず燃えないごみと一緒に出しているお年寄りなどもおられます。住民参加が不十分なまま、有料化先にありきでは持続的なごみ減量を進めることはできません。

また、負担の公平化というなら、ごみを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなく、ごみをつくっている生産者にごみ処理費用を負担させてこそ公平化が図られるし、ごみを減量させる上で有効です。大企業に生産段階から廃棄、再資源化まで資源の管理に責任を持たせる制度である拡大生産者責任の原則は海外では制度化されております。これを日本でも実現することだと思います。

また、ごみを有料化すれば即町民の意識改革になるとは言えません。有料化しなくて



も、例えば名古屋市では行政が市民と協力して分別リサイクルを進め、6年間に焼却ごみを3割、ごみ送料を6万5,000トンも減らしています。これは、埋立処分地の用地として名前の上がった藤前干潟を守ろうと、ここは渡り鳥の中継地として有名だそうです。これを守ろうと行政と市民が徹底して話し合い、世帯の4分の1が参加した説明会を初め、住民が分別や資源化の知恵を出し合う会はゴミコミュニケーションが町の中のあちこちで行われる、またごみ収集場では住民が自主的に分別の援助を行うお助けマンなどの光景も生まれ、こうした活動が市民の意識の変化を生み、買い物や消費行動にも影響を与えているそうです。横浜市では、分別して再資源化することを徹底することでごみの量を減らし、ごみ焼却場を2カ所廃止し、大きなコスト削減につながったということです。ごみ問題を考えるとき、地球の限りある資源を守ることを最優先し、その資源をどう有効に活用するか、そして焼却や埋め立てによる環境破壊を引き起こさないためにどうすべきかを基本に据えることが不可欠です。資源、環境問題であるごみ問題解決のために町は有料化ではなく、先ほど述べた横浜市や名古屋市などの経験にも学び、分別とリサイクルの減量策を行い、住民の協力を強める独自の努力をすることが必要であると考えます。

そこで、次のことを求めますが、いかがでしょうか。

- 1、住民負担増になる有料化はしないこと。
- 2、資源ごみの収集箇所をふやすこと、そして分別品目を大幅に拡大してリサイクル率を向上させること。
- 3、リサイクルプラザの設置やリサイクル情報の一層の普及とシステムの構築を行うこと。
- 4、自治体、団体、グループなどの単位で分別の徹底などの説明会、学習会を行うこと。
- 5、ごみ減量による財政効果などの情報公開を徹底すること。
- 6、ごみ問題の大もと、製造段階での発生抑制の制度化を政府に強く要求すること。

次に、水道計画についてお尋ねをいたします。

人口が減っていく中で、今ある水源を守り、最大限に利用しながら中水や雨水などの利用で節水型のまちづくりを進めること、さらに今後土庄町を含めた小豆島全体の水源を活用する広域的な体制をつくっていくことで、新たなダムには頼らない利水を進めるべきだと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

水需要予測などの資料を私が請求をしても出してもらえないのはなぜでしょうか。普

通に公開して当たり前の資料であるのに、情報公開条例に基づいて請求せよと言われ、出していただけませんでした。この理由をお答えいただきたいと思います。

2番目、18年度の実際の1日の最大給水量は9,159立方メートルであるのに、水道計画では1日最大9,906立方メートルとしているのは妥当ではないのではないのでしょうか。内海、池田、それぞれの浄水場における最大給水量を記録した月日、また最大に近い給水量の日は何日あるのかなど、年間の毎日の給水量を明らかにしていただきたいと思います。また、そもそも水源も浄水場も別である池田と内海は分けて計画をするべきではないのでしょうか。

3、配水池を活用することで最大給水量の供給は賄えるのではないのでしょうか。

4、安定水源が8,886立方メートルと言われていますが、その内訳を教えてくださいと思います。また、それ以外の認可水源とその量はどうなっているのでしょうか。

5番目、簡易水道の統合は地域住民からの要望が出されているのでしょうか。地域住民への周知、説明はされているのでしょうか。また、橘簡易水道の水源は現在も平間からの水を利用していることから、統合しても変わらないのではないのでしょうか。以上、よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

本町では不燃ごみ、粗大ごみの有料化につきましては、平成19年3月に策定いたしました小豆島町行財政改革大綱での集中改革プランの一つとして取り組みを進めております。町内でのごみの分別はかなり徹底されてはおりますが、いまだ不燃ごみの中には空き缶や空き瓶あるいはペットボトルなどの資源ごみも相当含まれております。これらの資源ごみも不燃ごみを有料化することによりリサイクルに回され、循環型社会の構築に向けてより一層の取り組みになるものと考えております。町民のだれもが行政サービスの向上と少ない負担を望んでいることは当然であります。しかしながら、ごみを大量に出す家庭もそうでない家庭も同じ負担では不公平であります。行政サービスに見合った応分の負担を求めることが不公平感を取り除くこととなり、また有料にすることでごみの減量化にもつながるものと期待をいたしております。

香川県下では不燃ごみ、粗大ごみの有料化がほとんどの市町で既に実施されており、土庄町におきましては平成17年6月から不燃ごみの有料化が実施されております。今後、料金の設定、収集の方法などにつきましては土庄町を初め、他の市町の状況を十分参考にし、決定してまいりたいと考えておりますので、何とぞ不燃ごみ、粗大ごみの有料化にご

理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

その他、具体的な取り組みについては後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、水道計画についての質問ですが、15番鍋谷議員のご意見は今ある水源を守り、最大限に利用しながら中水や雨水の利用で節水型のまちづくりを進めること、さらに土庄町を含めた小豆島全体の水源を活用する広域的な体制をつくることのご意見については否定するものではありません。しかしながら、小豆島町においては過去の経緯から幾度も時間給水を経験し、住民の皆さんは節水については常日ごろ実践していただけているものと考えております。数字的にも香川の水道では1日1人当たり生活用水の使用量は香川県下では一番低く198リットルで、香川県平均は230リットルでありますので、1人1日当たりの水道使用量は32リットルの差がございます。また、渇水時にさらなる節水のお願いをしている状況であります。

なお、新たなダムに頼らない利水を進めるべきことのご意見でございますが、最近の少ない雨による、少雨による渇水を毎年のように経験しておりますし、本年も梅雨明けからの少雨のために各ダムの貯水量も減少の一途をたどっている状況であります。本町においても、このまま降雨が、雨がなければ今月下旬には渇水対策本部を設置しなければならない状況となっております。このような状況でございますので、水の確保はダム以外にはないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

個々のご質問に対しましては、担当課長から説明をさせます。それでは、環境衛生課長、また水道課長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

ご提案の分別品目の拡大についてでございますが、リサイクル品目につきましては小豆地区広域行政事務組合のもとで実施をいたしておりますので、今後どのような分別収集が可能か協議、検討を行ってまいりたいと思います。

また、リサイクルプラザの設置やリサイクル情報の普及でございますが、現在のところ毎月の広報にリサイクル情報を掲載し、住民の方からお問い合わせがあった場合に情報提供者をご紹介をいたしております。平成19年度では19件のリサイクルが成立をいたしました。プラザの設置につきましては、常時住民の方が情報を得やすく、利用しやすい制度であろうかと思いますが、現時点では維持費や管理体制の問題が新たに生じますので、今のところ実施については考えておりません。

分別の徹底を図る学習会の開催につきましては、自治会や香川県地区衛生組織連合会、

小豆島町支部からの要請がございましたら、その都度ご説明に参りたいと考えております。ただ、学習会にご出席される方は、ふだんから分別を意識されている方が多く、余り頓着されていない方は出席されないことが多いことも事実かと思っておりますので、自治会や地区衛生委員の皆さんと協力をしながら周知してまいりたいと考えております。

財政効果の情報公開の徹底につきましては、毎年衛生統計を作成し、議員の皆様、地区衛生委員の皆様にお知らせをいたしておりますが、より有効な方法があるかどうか検討をしております。

製造段階において発生を抑制する制度化を政府に要望することにつきましては、我が国ではこれまで大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動を続け、大量の廃棄物を排出してきた結果、最終処分場の逼迫や不法投棄などさまざまな環境問題が生じております。また、世界的な経済情勢の変化に伴い、石油や鉄などの資源価格が急騰するなど将来的な資源、エネルギーの枯渇も懸念をされております。こうした環境問題と資源問題を同時に克服し、今後も持続的な経済発展を続けていくためには廃棄物の発生抑制、リデュース、部品等の再利用、リユース、使用済み製品等を原材料として再利用するリサイクルのいわゆる3Rを推進し、環境型社会を構築することが重要となってきております。政府におきましても、この循環型社会の構築に向けて、平成13年には循環型社会形成推進基本法や資源有効利用促進法を施行し、事業者のみならず国、地方公共団体、国民の皆さんの役割や取り組みを進めるに当たっての基本原則等がこれで規定をされております。以上です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

最初の資料請求しても出さない、公開して当たり前であり、その理由とこのことではありますが、資料を出さないとは言っていないと思います。情報公開に基づいて資料請求をお願いしますと申し上げたと記憶しております。決して隠しているものではありません。

ご質問の水需要予測資料につきましては、県議会議員の方から県の担当課に請求があり、県議会議員を介して既に15番鍋谷議員のお手元にわたっていることと思っております。

次に、内海、池田、それぞれの浄水場における最大給水量を記録した月日、また最大に近い給水量の日は何日あるのかなど、年間の毎日の給水量を明らかにしていただきたい、また水源も浄水場も別である池田と内海は分けて計画すべきではないかとのご質問ですが、水需要予測における平成18年度の実績データとして、9,906立方メートルとなっているのは、水需要予測自体が旧内海町と旧池田町、それぞれ推計したものを合算する方法で行っているため、旧内海、旧池田の1日最大給水量を足し合わせたものとなっております。

す。その傾向も実際の実績データが旧町それぞれのデータであり、その傾向も違うことから、合算する方法を採用をしているためでございます。

15番鍋谷議員の9,159立方メートルの数字は決算書に記載されているとおり、小豆島町における1日最大給水量であり、平成19年1月12日となっております。内海、池田の浄水場における最大給水量を記録した月日は、内海では平成19年1月12日、池田では平成18年9月17、18日となっております。

また、水源も浄水場も別である池田と内海は分けて計画すべきとのお話でございますけれども、合併されたことにより水の相互融通ができる利点を生かした水道計画を確立し、水の安定供給を行うこととしております。

次に、配水池を活用することで最大給水量の供給は賄えるのではないかとのご質問ですが、配水池の役割について水道施設の設計指針では配水池は配水量の時間変動を調整する機能とともに、非常時に一定の時間、一定の水量、水圧を維持できる機能を持つことが必要であると解説をされております。したがって、配水池は平時の安定給水、非常時の給水対策の両面からその配置と容量並びに構造について十分な検討を行った上、適切に整備することが必要となります。簡単に申しますと、配水池は浄水場、配水管等の水道施設で事故が起こっても直ちに断水することがないように水をためておくところですが、ほかに2つの重要な役目を担っております。1つ目は、町内に適正な水圧で水を供給することです。水圧が高過ぎると管の破裂事故が生じたり、給水器具が傷みやすくなります。そのため、高低差のある町内において、適正な標高に配水池を分散配置しなければなりません。2つ目は、配水池に水をためることにより、使用水量の時間変動を調整し、浄水場などの供給施設を安定的に運用していくことです。なお、想定する緊急事態にもよりますが、火災時の消火用水、停電などによる送水停止時に対応するための用水、さらに大地震のときなどには生命維持用水などとさまざまな非常事態に対応しなければならないと考えられます。したがって、最大給水量が時期的に特定できないことから、配水池で最大給水量に対して対応するのではなく、浄水場の能力により対応すべきと考えます。配水池は今申し上げましたような役割がありますことから、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、安定水源8,860立方メートルの内訳を教えてください、またそれ以外の認可水源とその量についてのご質問でございますけれども、安定水源の内訳でございますが、供給量ベースで小豆島町の水利権では内海ダム950立方メートル、粟地ダム570立方メートル、吉田川砂防1,235立方メートル、また広域の用水供給事業から殿川ダム2,480立方メートル、粟地ダム930立方メートル、吉田ダム2,721立方メートル、合計で8,886立方メートル

ルでございます。それ以外の不安定水源として、三五郎池で675立方メートル、猪谷池250立方メートル、池田大川500立方メートルとなっており、将来は不安定水源を極力少なくする計画であり、目標年次の28年には三五郎池を190立方メートル、猪谷池を140立方メートルとしております。

次に、簡易水道の統合は地域住民の要望か、地域住民の周知、説明は、橋簡易水道は平間からの水を利用していることから、統合しても変わらないのではとのご質問でございますが、簡易水道の統合計画につきましては6月議会で14番村上議員に答弁したとおりでございますが、簡易水道統合計画については旧内海町時代に第3次内海町長期振興計画の中で、簡易水道の上水道への統合が計画されており、また小豆島町総合計画にも簡易水道から上水道への統合が計画されております。

町内の簡易水道は小規模事業者であり、対象区域の人口が減少傾向にあること、浄水施設の老朽化に伴う施設管理コスト、水源状態の悪化による供給水質の維持コストが増加傾向にあること、上水道料金に比べ安価な料金体系であることから、簡易水道の経営状況は逼迫しており、事業存続が危ぶまれる状況にあります。

一方、国の指導により水道事業の透明性の向上、経営基盤の強化を目的に水道広域化の推進や料金水準の適正化を図るため、簡易水道の更新事業に対する補助は廃止し、上水道への統合を推進すべきとの方針が示されております。

このような状況の中、本町では現在の簡易水道特別会計の財務状況では施設及び供給水質の維持に加え、施設更新や改良などの単独対応はもはや限界に達しているとの判断から、国の方針に基づき、簡易水道事業の上水道への事業統合を進め、経営基盤の強化を図りつつ、厚生労働省が所管する簡易水道統合整備事業などを活用し、施設の更新及び改良を合理的かつ効率的に行う計画をしております。

また、地域住民への周知、説明につきましては、簡易水道の総合計画を入れた小豆島町水道事業基本計画、水道ビジョンとも言いますけれども、それを水道運営審議会に諮り、了承を得たところでありますことから、今後住民の理解が得られるよう説明を行っていくこととしております。

次に、橋の簡易水道についてですが、水需要予測は小豆島町水道事業として推計をしており、水源についても町内における取得している水利権全体での比較を行っているため、内海ダムにおける新規水源としての1,000立方メートルの必要性には変わりありません。以上でございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） ごみの問題です。答弁の中で、資源ごみの収集箇所をふやしていただきたいという部分、これについて答弁がなかったと思います。質問でも述べましたように、収集場所が少ないということで、資源ごみとして出せないという方もたくさんいらっしゃると思うんです。不公平感を取り除くというのであれば、それもぜひ考えていただきたいし、国への、政府への要求ということでは今の制度っていうのはやはり製造者の責任が十分できてないということで、やっぱり住民とか自治体への負担がすごく大きくなっていると思います、リサイクルする上で。そういう意味で、やはり製造者にリサイクルとかまでの責任を持ってもらう国の制度がぜひ必要だと思いますので、要望をしていただきたいと思います。

それと、水道の分ですけれども、1番のところです。質問、ちょっと変えて言います。議員としてのいろいろ調べるために資料を出していただきたいと言ったときに、すぐ出せずに、議員であっても情報公開条例で請求してくれと言われたのはなぜでしょうかということでお答えいただきたいと思います。

それから、内海と池田の浄水場の最大の数字が1月12日と9月18日と言われたんでしょうか。

（水道課長曾根為義君「17、18」と呼ぶ）

17、18が一緒だったんですか。これは全然日が違うわけで、これを足すというのがどうも納得いきませんし、両方の浄水場からの最大配水が同じ日になる可能性というのはどれぐらいあるんでしょうか。

それから、先日いただきました19年度の水道決算では、1日最大配水量は8,484とすごく少なくなっているんです。だから、その点もあります。だから、これが今後どうなるかということなんですけれども、また合併して相互融通ができるということですけど、それはどの程度できるんでしょうか。池田で余れば内海で使えるという具体的にそういうことができるのかどうかお尋ねをしたいと思います。以上。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 資源ごみの集積場の関係でございますけれども、今現在町内でのごみステーションの設置状況でございますけれども、旧内海地区では223カ所、旧池田地区で64カ所の合計287カ所となっております。このうちで、資源ごみのステーションは旧内海地区で92カ所、旧池田地区で46カ所の合計138カ所、率にしますと全体の48%ということで、約半分という状況になっております。資源ごみの出し方につきましては、現在4種類、12分類をお願いをしておりますので、増設する場合にはある程度のスベ

ースが確保できる場所が必要となつてまいります。担当課といたしましては、自治会単位で再検討をいただき、適当な場所が確保できるのであれば利便性の向上にもつながりますので、許可の方向で検討してまいります。

また、最近幾つかの自治会では資源ごみをいつでも出せるようにプレハブの倉庫などを利用した拠点ステーションが設置をされておりますので、各自治会にはこのような方法もご検討をいただけたらというふうに思っております。

それと、制度の国への要望ということでございましたけれども、ちなみに徳島県の上勝町のほうへ地区衛生組織のほうで研修に参りましたけれども、上勝町さんは平成15年にごみゼロ宣言をされておりますし、ごみゼロの行動宣言をされております。その中で、国とか徳島県に対し、ごみの発生抑制をするために、期限つきの高い目標設定を求めて、その目標に合った拡大生産者責任の徹底などの法律や条例の改正を早急に行うことというようなご要望もされておるといふふうにお聞きをしております。この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、国のほうで平成13年度に法を施行いたしまして、それを改正しながら現在やってきておるといふような状況でございますので、一町で要望するものなかなか難しいと思っておりますけれども、今後検討をしてまいります。以上です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 今14番議員、鍋谷議員から1番の質問の中で、公開しないのはなぜかという再質問でございますけれども、議員活動については法的調査権については議会の日程の中でというふうなことで私は理解をしております。しかるに、議会閉会中であれば一般住民と同じような対応をしていかなければならないものと考えております。

2番目の最大給水量の1月12日と8月17、18と旧内海、池田で違うというふうなことで、足すのはおかしいのではないかとご質問でしたけれども、その中で同じになる確率がどれくらいあるのだというふうなご質問ございましたけれども、確率については私としてもわかりませんけれども、考え方として旧内海、旧池田の1日最大が同日にある日も考えられるということで、水需要の中では池田の配水区の最大給水量、それと旧内海配水区の最大給水量を足して1日最大給水量と計画をしております。以上です。

それと、旧池田と旧内海の水の融通でございますけれども、水道課としての考え方は小豆島町となって旧池田、旧内海、小豆島町として水の相互融通はしなければならないというふうなことを考えております。それで、今年の渇水時につきましては、一部竹生地区を配水管をつなぎまして、竹生地区の給水を中山浄水場から行いました。それで、水道ビジョン計画につきましても、長期計画でございますけれども、旧内海と旧池田、両方とも水



融通をしながら水道の計画を立てることとしております。以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時から再開をいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、まず最初に地域農業の再生を目指す取り組みをということで質問をいたします。

日本の食料と農業は新たに深刻な危機に直面しているところです。食料自給率は世界でも異常な39%にまで低下、農地の耕作放棄は前耕地の1割に、農業従事者の高齢化で、しかも農産物価格は暴落を続け、それを追い打ちかけるように燃油、肥料、飼料高騰で家族経営を中心とする小規模農家はやっていけない状況に追い込まれております。

日本共産党は、今こそ国民的共同で日本の食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換をと農業再生プランを発表しました。これについては、既に事前に町長に資料を、これをお渡ししているところです。このプランは持続可能な農業経営を目指し、価格保障、所得保障制度を抜本的に充実する。家族経営を維持するとともに大規模経営を含む担い手育成で農地を保全する。農業者と消費者の共同を広げて、食の安全と地域農業の再生を目指すなどとなっています。このプランをもとに全国でのシンポジウムや集い、関係団体との懇談で多くの共感を得ているところです。

本町の担い手農業者は今の自民党農政では子供らを育ててやっていけんと嘆いています。本町における地域農業の再生をどうつくり上げていくのかという観点から、具体的問題でお尋ねします。

1つは、農家の方がシカでことしも稲を刈る直前に田1枚分食われてしまったと非常に嘆いています。ほかの田畑でも被害が出ています。これでは、田畑の維持や農業生産の意欲がそがれてしまいます。猿、シカなどの農作物の被害を最小限に食いとめる実効ある対策が急がれます。国の事業で平成20年度から3年間で鳥獣害防止総合対策事業が実施されていますが、この事業はソフト事業が中心だと言われております。この事業は事業で有効に活用し、何がどうできるか関係者または関係団体との協議で、町独自策含めた対策を打ち出す必要があるかと考えますが、いかがか伺います。

2つ目に、日本の棚田百選に香川県で唯一選ばれている中山千枚田の維持管理のための

予算が平成18年度と比較して減額されており、通年の予算でも不十分で棚田保全のための財源が十分確保されていません。稲作の継続維持、農地の保全や防災面あるいは観光面のための必要性、重要性が問われる中山千枚田の保存、維持管理をしなければならないと思います。しかし、中山地域の関係者だけでは棚田保全の維持管理は非常に厳しい状況になってきていると聞きます。このような状況を町行政がどのように認識しているのか、また棚田保全のために多面的な行政の強力な支援が必要だと考えますが、お尋ねをいたします。

大きな柱で、次に庁舎問題について伺います。

先般、庁舎問題特別委員会が開かれました。委員長から自治連合会において庁舎問題を説明したとの報告がありました。つい最近においても自治連合会において、全自治会長に事前配布されていた庁舎問題についてなどのアンケートの結果が報告されたと聞き及んでいます。住民は庁舎問題について、自治会長に信任していませんから、基本は行政が主体的に住民の意見を十分吸い上げる手だてをとることだと思います。

先般、実施しました日本共産党池田支部のアンケートは、庁舎建設について建設すべきでない、今すぐには建設すべきでないが約75%示されておりました。庁舎問題特別委員会に出された資料の中に、地方自治法は事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように、交通の事情など適当な考慮を払わなければならないと示されています。行政は、庁舎建設も含めて町民に対して十分な説明責任を果たす必要があります。行政運営については、行政サイドがよく用いる効果的、効率的にと言われますが、この言葉は住民にとって行政サービスの低下につながるものと受けとめられます。本庁舎にするか、新建設にするかではなく、どのような組織形態であっても行政サービスは住民の願いにこたえなければならない行政責任の問題だと考えます。行政は、住民に対して十分な説明責任を行うとともに、住民の納得が不可欠だと考えますが、町長いかがお考えか伺います。以上、2点質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島町におきましては、現在約1,000頭のシカと1,300頭の猿が生息をしていると推定をされておりまして、特にシカについては農作物被害は中山地区のみならず、田畑が存在する集落においてはほとんどの場所で被害が及んでおります。農家の方が出荷している、出荷していないにかかわらず、育てた農作物が鳥獣被害に遭えば営農意欲の減退はもとより、離農につながる、農業離れにつながりかねないということは認識をしておるのでござ

います。とりわけ、三都、中山地区におきましては、シカの生息密度が高く、必然的に目撃情報が多い傾向にあります。こうした状況の中、各農家におきましては防護ネットを設置するなどして自衛手段を講じているのが実情であります。

本町におきましては、農協や農業委員会、農業共済、森林組合や漁協ら農林水産業各界から成る小豆島鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げまして、町のホームページにも掲載しておりますが、小豆島町鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、国の補助事業である鳥獣被害防止総合対策事業に取り組んでおるところでございます。事業内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、棚田保全についてであります。中山間地域の棚田は食料の生産はもとより、国土保全機能、水資源の涵養、環境保全、美しい農山村の形成、歴史的文化遺産、伝統文化の継承など多面的機能を有しておりますが、近年棚田地域は典型的な過疎地で高齢化が進み、一方で機械化が進まず、耕作放棄地が急速に拡大しているのが全国的な現状であると思います。

このような中、中山地区の棚田を初めとする自然景観、伝統文化などの特徴ある地域に対しまして、これまで行政として直接的にあるいは間接的にご支援をさせていただいております。現在も継続中の補助金及び支援事業をより有効に、また効果的に利活用されることをお願い申し上げたいと思います。具体的な支援に関しましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、庁舎問題でございますが、ご質問の中で庁舎問題特別委員会の進め方の部分については、権限外でありますから差し控えます。

この庁舎問題についての一定の方向を出すことは、合併協議の経過から我々にゆだねられた課題であることは周知のとおりであります。執行部としては部会を設けて検討し、議会におかれても特別委員会を設置して検討していこうという段階であり、まさに緒についたところでもあります。住民の意見を聞いていこうという考えに反論するものではありませんが、住民代表民主制のもとで議員のご意見を住民代表のご意見とするのは当然のことであると考えておりますし、自治会の意見が全く個人的な意見で住民の意向と乖離していると考えたこともありません。広く意見をお伺いして、最終的には意思決定機関である議会で決めていけばよいと思っております。

また効果的、効率的が住民サービスの低下との受けとめ方も理解しがたいところで、限られた財源をできるだけ多くの課題処理に充てるための手段であると考えています。

説明責任については、これまでも今後も私の政治姿勢として変わることなく果たしてい

く所存であります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。後、農林水産課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（平井俊秀君） 14番村上議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣害防止総合対策事業についてでございますが、この事業は鳥獣の個体数調整、推進体制整備、被害防除の3項目を中心に国庫補助100%で本年度100万2千円の事業費で実施しているものでございます。

具体的に申しますと、個体数調整とは、すなわち駆除でございますが、銃器の弾代、車両や船舶の借り上げ補助、猿用捕獲おりの購入、捕獲わなの購入、狩猟免許取得のための初心者講習会受講料全額補助であります。推進体制整備とは、対策協議会の運営費でありまして、被害防除とは専門化を招いての鳥獣被害防止の講演会の開催等が事業メニューとなっております。既に着手しております。

この9月13日からは、秋季のシカ駆除を実施中でありまして、本町では60頭を駆除予定にしております。農作物被害がとりわけ多い地域を重点的に実施中であります。また、新規に狩猟免許を取ろうとしている方に対し、担い手確保の観点から初心者講習会の受講料を補助するわけでございますが、広報で周知した結果、本年は3名の該当者がございました。捕獲おりや計測用はかりなどは既に発注済みでありまして、専門化を招いての鳥獣害対策の講習会につきましても既に講師を決定し、現地の下見に来ていただいております。下見には、中山地区や石場地区、弁天島を巡回いたしました。講師の方の感想をお伝えいたしますと、中山は急傾斜な土地に加え、棚田が多いこと、またシカ、猿の両方の被害ということで対策は極めて難しいということでもございました。また、一つに自衛的にネットを張っている田畑が多いということですか、これは非常に効果があるということですか。また2番目に、ネット設置は集落単位、隣近所共同による設置が経費的にも好ましい。3つ目、緩衝帯を設けることは地形上無理であると思う。捕獲おりを設置するのであれば、よく出没するところを選定し、最初は何度かえさをとらせる。そして、ならさせてから本当に仕掛けをするほうが効果的であると。それから4番目、既設のネットに電気さくを併設する。5番目、追い払い犬は効果的であろうと、などの意見をいただきました。鳥獣被害防止には地元農家の集団的な防除対策とともに、行政による鳥獣の個体数調整、さらには啓発活動が欠かせないと考えます。本町では、香川県猟友会小豆支部に有害鳥獣駆除を依頼し、また県の補助事業を活用し、去年は中山地区で猿を22頭捕獲いたしました。今後におきましても、農業改良普及センターや森林整備室の協力を得ながら鳥獣害防止の啓発活

動及び個体数調整に努めてまいります。

次に、棚田保全についてであります。湯船水利組合やその地域の若者で結成いたしました千枚田守ろう会により、荒廃化した農地の復田や草刈りなど農地を保全し、維持管理することに意欲的であることを勘案して、平成10年度から千枚田景観保全補助金を交付継続中であります。

また、全国的にも農地の荒廃化が進む中で、特に我が国農業の中で重要な位置を占める中山間地域の多面的機能を維持増進し、耕作放棄地の発生を防止する目的で平成12年度から中山間地域等直接支払制度が開始されました。中山地区も交付対象となり、当初より交付を受け、後期対策事業を継続中であります。このほかに、現在まで約10年間で中山地区につきましては、平成11、12年度の2カ年で棚田地域等緊急保全対策事業を実施し、平成17年度から3年間は棚田地域等保全活動支援事業を実施してまいりました。どちらの事業も中山地区の自然環境と融合した棚田の景観保全と、本来の生産基盤である棚田の農地保全を目的として取り組んでまいりました。14番村上議員ご質問の中に、中山千枚田の維持管理のための予算が平成18年度と比較して減額となっているとのご指摘でございますが、これは平成17年度から実施しました棚田地域等保全活動支援事業の終了に伴うものと思われる。この事業は全額県費補助であり、平成17年度75万円、平成18年度76万円、平成19年度50万円が交付され、平成19年度をもって終了しているものであります。

なお、現在も毎年継続中の支援は、千枚田景観保全補助金及び中山間地域等直接支払制度でございまして、旧池田町時代から農地保全と景観保全に対する維持管理をお願いしているところであります。

さて、今後の中山地区の棚田保全であります。農業就業者の高齢化と後継者不足は町内各地区で多少の差はあるものの同様な状況であることはご理解いただけるものと思えます。そのような中であって、日本の原風景である棚田の景観を守っていくためには、地域の皆さんの意識が重要であります。意欲を持って取り組めるよう支援を続けていきたいと考えております。以上であります。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 大変長い答弁いただきました。この20年度から3年間の鳥獣害防止対策事業については、これはこれで活用するというは私も今述べたとおりで、その上にやはり有効な対策、実効的なもの、そういうところをどうするのかというふうなことをお尋ねしてるわけであって、それをきちんと関係団体、関係者との協議、そのテーブルの上でお互い話をまずすると、その対策のために、それがどうなのかという答弁が私は欠

けてるといふふうに思います。やはり、国の交付金でやる事業プラス町独自の取り組みとすることをやはり考えてもらいたい。今も県の全部の事業でやってきたと、しかし町の上乗せはなかったわけですから、やはりこれは農業施策としての姿勢が意欲的でないといふふうに私は考えます。ですから、この問題について本当にどこまで真剣性があるのか、行政として疑うわけです。その点について、本当に残念に思います。

それから、棚田百選については、これはもう地域のほうではなかなかこれ以上維持できないという、そこまで追い込まれております。ですから、中山地域住民だけじゃなくて、地区全体としてこれをどうしていかなければならないかといふふうな点においても、これは独自の多面的な行政の支援が必要だと、この点についても努力はしていくと今言われましたが、どう今後方向性として努力していこうといふふうに大まかでもそういう考え方が示されるのかと思いましたが、それも示されてないといふふうな点で残念に思います。この小豆島町の総合計画の前期計画の中に町長が示しています観光の面の中に中山の千枚田、こういうものも基本方針として取り組んでいきたいと、しかし千枚田そのもの維持ができなくなる状況の中で、手を打たなければならないんじゃないですかということをおっしゃるわけです。それと、20年の町長の施政方針の中にも、農地・水・環境保全の向上対策、有利な補助事業に取り組んで農地の保全、また豊かな自然環境、美しい景観の保全、防災面、農業が有する多面的機能の維持増進を図ります。しかし、今もうこれ以上予算は考えていないというような答弁でしたから、果たしてこれでこういう内容でいいのかいふふうに疑わざるを得ません。この点について、もっと具体的な考え方、方向性を示していただきたいといふふうに思います。

全国的には取り組まれている棚田のいろんな取り組みあります。オーナー制度、トラスト制度ということで、明日香村や長野の小谷村、石川県の川井町などそれぞれの全国的にそういう棚田を保全するため、あるいは観光面もプラスして全国でやってるわけですから、そういうところにもやはりこれは小豆島町として学ぶべきであるといふふうに思います。特に、池田は農業が基幹産業ですから、その点についても重視していただきたいといふふうに思いますし、それとこれは国のほうの農林水産省、文科省が出している農業体験で子供たちに生きる力、こういうふうなものも継続的に、単発的に終わるんじゃなくて継続をさせていく、農業の重要性を子供たちに教育の中で示していく、そういうことが必要ではないかといふふうに思いますので、以上の点についても伺いたいといふふうに思います。答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員の再質問にお答えをいたします。

鳥獣対策問題につきましても、また棚田の問題につきましても、具体的な施策をもっと持たないかんやないかというような激励の言葉だと思っております。

この鳥獣問題、もう全国的な問題でございます、最近では農業離れというようなことから、先ほども申されました39%しか日本では農業の自給率がないと、こういうようなことでございます。だんだん農業が農家から離れていった、また高齢化社会になってきていよいよ高齢者が農業をやってあって、若者はそっから離れておるといような日本の現状でありまして、日本の国策といたしましても農業を40%から七、八十%までは日本でやっていかないかんという政策をこれから立てないかんと、こういう国の方針であります。そういうことでありまして、私たちにもできるだけことは取り組んでいかないかんと、こう思っておりますが、もう皆さんご存じのとおり、非常に厳しい中であれもやらないかん、これもやらないかんということでもあります。しかし、農業につきましても、これはこの小豆島町として当然取り組まないかん。最近、安全・安心から地産地消というような言葉が出ておりますが、池田の産直におきましてもだんだん売れかけてきたと。例えば、中山の農家の方が名前を書いて産直へ持っていったのが、ずっと売れかけて買いに行ったらなかったと。そしたら、そのおうちへ電話していつ持ってくるのといようなことでだんだんと皆さんも理解もし、客もふえてきつつあるということでもあります。これから新しい生き方、今までの農業やなくて新しい生き方も当然やっていかないかんわけございまして、私としましてはこれらにつきましてもできる限りの施策をやっていかないかんと、こう思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） すべて今お答えいただいております。棚田千枚田の保存、維持管理の方法でも全国的にとられてる、こういうやり方をどう池田、中山地域においても取り組んでいく方向として考えられるのかどうなのか、その姿勢を伺いたいと。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 中山千枚田につきましても、先ほどお話がありましたオーナー制とかいろんなことで千枚田での小さい田畑の奨励をして各地区でやっておるそうですが、そいうなところにつきましても勉強したいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次の2点について質問をいたします。

まず最初ですが、オリーブ百年祭前半の成果と後半の取り組みについてということであり、ます。オリーブ植栽100周年を迎えた本年4月より、さまざまなイベントが繰り広げられています。今月の7日にもギリシャフェアのオープニングセレモニーが開催されたばかりであります。

さて、百年祭ということもあったせいか、昨年より観光客が多いのではないかといった声を聞きますが、9月でちょうど前半ということになるわけですが、これまでの成果や感想などをお伺いします。

ところで、町民の中には100年に1度の機会なので、ビッグイベントがないのはどうしてなのか、何か企画はできないのかといった声を聞きます。後半の6カ月間の中で、ビッグイベントの開催を考えてはどうかお伺いをします。

2点目は、海上交通についてであります。

原油の高騰などにより、9月1日より土庄高松間の高速艇の減便、土庄岡山間の高速艇の廃止など、小豆島を取り巻く海上交通の問題は島民に大きな影響を与えています。また、福田姫路の最終便の廃止は運送業者にとってもその日に帰島できたのが、1泊しなければならぬ場合もあるといった声も聞かれます。今後の状況によっては、フェリーの減便など不安があります。

そこで、国に対しても何らかの助成を強く要望していくことが必要かと思われませんが、どのようなお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のオリーブ百年祭前半の成果と感想は、また100年に1度の機会であるので今後ビッグイベントの開催を考えてはとのご質問、ご提言でございますが、まずオリーブ百年祭が開幕した本年4月から8月までの観光入り込み客数につきましては、燃料費の高騰や北京オリンピックの開催など観光産業を取り巻く状況が厳しい中で、百年祭のメイン会場の一つでありますオリーブ公園の利用者は前年対比で約25%の増となっております。また、二十四の瞳映画村の入村者が前年対比約13%増、寒霞溪への来山者、山へ登る方の前年対比が約6%の増となっております、一定の誘客の効果が得られていると考えておるところでございます。

また、継続可能な体験メニューの一つとして、昨年6月に実施しましたオリーブ検定につきましては、観光業やオリーブ産業に従事する方を初め、島内外からの約200名の皆様に受験をいただきまして、オリーブに関する正しい知識を広めることができましたことは



今後の小豆島観光やオリーブ産業の振興に寄与するものと期待をいたしております。

一方、限られた財源を最大限に活用し、小豆島を広く全国にアピールするためには、いかにしてメディアに取り上げていただくかが課題であります。幸いにも、明治41年の試植、明治41年に初めてオリーブを植えて以来、100周年という記念すべき年であることや、オリーブの持つ良好なイメージから小豆島に対する注目度が高まり、例年にも増して数多くのメディアに取り上げていただいております。これも百年祭効果の一つであると感じております。

また、西村のオリーブビーチと二十四の瞳映画村を結んだ渡し船が好評を得たことから、島内アクセスの重要性を再認識いたしました。

次に、100年に1度の機会であるので、ビッグイベントを開催してはとのご提言でございますが、以前ご説明申し上げましたとおり、オリーブ百年祭は一過性のイベントに終わらせることなく、オリーブ植栽100周年という大きな節目の年を小豆島の新たな魅力づくりと、それからオリーブを活用した地域振興の契機、きっかけにするために1年間を通して各種のイベントを開催するとのコンセプトで計画、実施をしております。

一方、瀬戸大橋開通20周年を記念して実施された橋上瀬戸大橋のマラソンのように大がかりなイベントにつきましては、開催時には相当の誘客効果が見込まれますが、多額の経費を必要といたしますとともに、単発イベントの場合、メディアへの露出回数が減少することも想定されます。このような中、オリーブ百年祭後半のイベントとなりますオリーブ収穫祭につきましては、例年2日間の開催であるのを10月1日から11月末までの2カ月間の長期イベントとして実施いたします。収穫祭では、オリーブ公園とオリーブ園がタイアップして実施するオリーブの丘まち歩きツアーなどオリーブの収穫期に小豆島を訪れた方にオリーブを身近に感じていただきたいと考えております。限られた予算の中でのイベント開催であり、11番渡辺議員がお考えのビッグイベントとは格差があると存じますが、俳優の石倉三郎氏やスポーツコメンテーターの増田明美さんのご協力を得て、多くの皆さんに楽しんでいただけるオリーブ収穫祭にいたしたいと考えております。

一方、オリーブ園地品評会やオイル品評会に加えて、オリーブオイルの本場、スペインのアンダルシア州からオリーブオイルの鑑定士カタドールを招聘するなど、オリーブ産業に携わる方のスキルアップを目指したイベントも計画しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の海上交通についてのご質問ですが、今回の一連の航路の休止、また減便問題の経過や本町の対応などにつきましては、17番浜口議員のご質問に対する答弁のとおりでござ

ざいますが、ご質問の国、県に対する航路助成への働きかけにつきましては、私の考えを述べさせていただきます。

ご承知のように、小豆島を取り巻く陸上、海上交通における経営環境は人口の減少や急速な高齢化により年々厳しさを増しておりますが、これに加えて最近の原油高騰は企業経営に大きなダメージを与えております。特に、海上交通につきましては、経営コストに占める燃料費の割合が高い業種であることから、業界では経験したことのない異常事態であるとしており、小豆島航路に限らず海運業界全体に共通する深刻な問題となっております。このような状況により、高速艇を中心に今般の休止や減便に至ったわけですが、今後懸念されるシナリオとして運賃値上げ、次にご指摘のような不採算時間帯のさらなる減便が不安視されるところであります。

まず、運賃値上げの問題につきましては、17番浜口議員の答弁でも触れましたように、運輸局へは値上げ認可に対して牽制球を投じては来ましたが、8月以降石油の先物取引価格が値下がりしたとはいえ、依然として予断を許さない状況にあると言えます。現に、各運行業者においては値上げ申請を検討中であるとの情報も得ております。

次に、さらなる減便につきましては、今回の高速艇や福田航路最終便の減便にとどまらず、期間航路である他のフェリー便にまで波及することにでもなれば、その影響ははかり知れないものになると思われまます。国においても原油価格の高騰が食料、飼料、また原材料価格の値上げとも相まって、国民生活や企業活動に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、緊急対策を講ずるとしてありますが、残念ながら離島航路については国庫補助対象航路を除き、即効性のある支援策は打ち出されておられません。

このような状況から、町議会におかれましては、さきの6月議会で国に対しまして島嶼部における航路支援を求める意見書を提出されましたし、議長におかれましては8月下旬に開催された四国議長会で国による航路支援を提案され、国への要望書の中で取り上げていただくことになったと伺っております。

町といたしましても、今月下旬、自民党に対し、離島航路が国庫補助制度の対象となるよう補助基準の見直しや燃油、油の購入費に係る国庫、県費補助制度の創設等について、党香川県支部連合会及び県議会議員あてに要望書を提出したところでございます。

引き続き、補助金などの助成措置を初め、新たな支援措置を講ずるよう、町村会など関係機関、団体等を通じて国、県に要望してまいり所存でございます。

さらに、地元選出国會議員に対しても航路に関する助成制度の拡充、その他支援措置を講ずるよう働きかけを行い、航路の維持を図ってまいりたいと考えております。しかし、

国の新たな支援策を引き出すには私ども行政だけの働きでは十分ではなく、海運業界団体みずからが国の支援要望に努めていくことが不可欠であります。特に、旅客運送に係る指定区間に指定された生活航路については、地域住民の生活を支える面からも極めて公共性の高い事業であり、経営改善を理由に直ちに運賃に転嫁することは許されるべきではないと思います。このような点から、国への支援要望につきましては、行政と事業者とが協力して国に働きかけていくことも重要ではないかと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解いただきますとともに、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） まず最初ですけど、オリーブ百年祭、答弁の中でもいろんな数値が出てまいりました。やはりいろいろ努力している結果の数値かなというふうに思っております。

ところで、8月に北京のオリンピックが開催されまして、男子柔道の100キロ超級で石井慧選手が優勝されたんですが、皆さんももう記憶にあることと思いますが、石井選手が茨木市の出身というようなことでありますので、茨木市とは本町とは20周年の記念の年ということもございますので、ぜひ講演会といいたしめようか、あるいはまた中学生等に柔道の指導といいたしめようか、こういうのをぜひ働きかけてお願いをできたらというふうに思いますが、その点ちょっと答弁をお願いをいたします。

また、海上交通につきましては、これも答弁の中でいろいろ積極的な施策を考えておられますので、これは引き続きやはりいろんな角度から働きかけをして、引き続きやっていただきたいと。または我々としても、これ力を入れてやらないかんというふうには思っておりますが、これはやはり町単独ということも難しい部分もありますので、いろんなところに引き続きお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと、そのイベントのほうだけの答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） オリーブ百年祭に先ほどビッグイベントというようなことも言われましたが、柔道の選手の石井慧ですか、茨木市出身だから呼んではどうかというようなすばらしいご提案でございますが、最近テレビでもてはやされておまして、母校へ行って保証人の判は押すなというような生徒にしゃべったということで、非常にユニークな本音を言う方だということで、今もてはやされております。そういう点で、非常に効果はあると、こう思いますが、これは大変忙しいと思うんで、何かの機会に茨木にお尋ねをいたし

ますが、来ていただけたらそれは非常にありがたいですが、まずそう簡単にはいかんと思います。ご提案ありがとうございます。

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 質問であります。粗大ごみと資源ごみとでいたします。

まず1番、21年10月から不燃ごみと大型ごみの有料化が始まります。不燃ごみと大型ごみについては、1年後に迫ったわけですから、住民の方々は薄々それを知っておられる方がおありまして、どんななるんていうように聞かれます。どのように周知されるのか、その内容はどのようなものでしょうか。

大型ごみの回収については、収集回数をふやしてほしいという要望がありますので、ご検討ください。

また、不法投棄、違反ごみ対策については山、海への不法投棄が懸念されます。パトロール等対策を教えてください。

2番、資源の3つのR、リデュース、リユース、リサイクル、変な英語で発音悪くて済みません。3つのRについて、現在リサイクルは懸命に頑張っているのですが、前項目、リデュースとリユースとは町のみんが考えてはくれると思います。反面、大丈夫かという声も聞かれてきます。目標としている2010年に向けてどう考えているのかお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番新茶議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の不燃ごみ、粗大ごみの有料化につきましては、先ほど15番鍋谷議員にもお答えをいたしました。小豆島町行財政改革の集中改革プランの一つとして21年度中の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

家庭や事業所から出される一般廃棄物を減らすことは、私たちの生活を快適にするばかりでなく、ひいては自然環境の保全にもつながります。町民のだれもが行政サービスの向上と少ない負担を望んでいることは当然であります。しかしながら、ごみを大量に出す家庭もそうでない家庭も同じ負担では不公平だと考えております。行政サービスに見合った応分の負担を求めることが不公平感を取り除くこととなり、また有料にすることでごみの減量化にもつながるものと期待をいたしております。

町民の協力により、ごみの分別はかなり徹底されておりますが、いまだ不燃ごみの中には空き缶や空き瓶あるいはペットボトルなどの資源ごみも相当含まれております。これら

の資源ごみも不燃ごみを有料化することによりリサイクルにシフトされ、循環型社会の構築に向けてのより一層の取り組みとなります。

それにも増して、ごみの分別は埋立処分地の延命化にもつながります。不燃ごみ、粗大ごみによる徳本、吉野地区の埋立処分地も無期限に受け入れできるわけではありません。いずれは満杯となり、次期の最終処分地を建設しなければなりません。そのようなことから、埋立処分地を1年でも延命化させる手段としても有料化は避けて通れない道だと考えております。

ご参考までに不燃ごみ、粗大ごみの有料化は香川県内では多くの市町が既に実施いたしております。なお、料金の設定、収集の方法などにつきましては、今後議会で十分ご審議いただいた以降に各地区に出向き、町民の皆様方のご理解をいただいてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いする次第でございます。

大型ごみの収集につきましては、年1回の収集体制といたしております。ことしの場合は4月から7月にかけて、8回の日曜日を設定し、52カ所の集積場所で収集をいたしました。現状ですと、約1年間も大型ごみを各家庭で保管しなければならない状況も生じておりますので、有料化後は燃やせるもの、燃やせないものに分けて毎月1回の収集体制を検討いたしております。

また、収集箇所につきましても、できるだけ利便性を考慮してまいりますが、一定のスペースも必要となりますので、今後自治会、また地区衛生組織などの方々と協議しながら決定したいと思っております。また、不法投棄対策についてでございますが、一部の心ない人による不法投棄はなかなか後を絶ちません。可燃ごみ指定袋制度の導入や特定家電リサイクル法の施行なども多少影響しているものと思われませんが、モラルの低下は否めません。不法投棄があった場合は、関係機関の協力のもとに投棄者の特定に努め、判明すれば厳重に注意、指導いたしておりますが、最終的には町民の皆さんの良識ある行動にゆだねるとともに、町広報での啓発、不法投棄防止法の看板設置、パトロールの強化などにより防止に努めてまいります。何とぞ、議員各位におかれましては不燃ごみ、粗大ごみの有料化にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3Rについてでございますが、これにつきましても先ほど15番鍋谷議員にお答えいたしました。国におきまして平成11年に産業構造審議会が作成しました報告書「循環型経済システムの構築に向けて」の中で提言されましたリデュース、省資源化や長寿化といった取り組みを通じて、製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効果を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくするというリデュース、それからリ

ユース、再使用ということですが、一たん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ、商品として再使用をはかる、また再使用可能な部品の利用を図るというリユース、それから3番目にリサイクル、再資源化でございますが、一たん使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として利用、または焼却熱のエネルギーとして利用を図る、この以上の3つの対策を推進するために、平成13年に循環型社会形成推進基本法を施行し、国、地方公共団体、住民、事業者の役割や基本原則を定めるとともに、頭文字Rを使った3Rと名づけ、広く推進を図っているところでございます。

本町におきましては、空き缶類を初め、4種12分別のリサイクルに取り組んでいるところでございますが、循環型社会形成推進基本法によりますと、地方公共団体はその区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、取り組むことと定められておりますので、10番植松議員にも答弁いたしましたとおり、ごみやし尿の中間処理施設であります小豆島クリーンセンターやみさき園、御影浄苑の将来的な運用の方向性について、小豆地区広域事務組合や土庄町と協議をしながら、生ごみやし尿、浄化槽汚泥の利用について検討してまいりたいと考えております。

また、国民は製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力することと定められておりますので、広報を利用したりリサイクル情報や啓発活動を推進してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） この8月、9月に私はこういう新聞記事を見ましたものですから、資源を大切にせなあかんということで、まずリサイクルのほうでガラス瓶の会社、それとペットの会社の手紙を出しました。実は、東京へ出しましたところ、9月10日に返事してもらいまして、私自身がこのごみについて考えとるなというようにおっしゃってくれまして、小豆島の新茶と変わった名前ですね、これはごみというのはみんなのごみだから、ぜひパンフレットはお送りしますということで、何部かのこういう感じのパンフレットをちょうだいしました。それによると、先ほど町長のおっしゃった3つのRということで、リデュース、リユース、リサイクルということの、確かに町長は関学出だけあって英語うまいですね。私自身はこの話を東京の方でちょっと意見を聞いたんですけども、小豆島でも頑張ってくださいと、うちの課には課長のすばらしいんがあるから、まず1年たったら大分程度のいい進んだリサイクルが話し合えると思いますので、私は町長が先ほどのあいさつ以来、ぐっとくるものがありました。というのは、町長はやっぱり早いんですね。そうい

う早いということは、なぜ早いか、素早いということは確かに何をおいてもいいことだということに思っていますので、小豆島の町の意見を東京に対して言っておりますので、何か言うてきたぞということになるかと思いますが、今後ともよろしく願います。どうも済いませんでした。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時10分。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時12分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、2問質問をいたしたいと思います。

1点目の池田地区の海岸について、9月1日は防災の日で全国でいろいろな取り組みがなされました。町はこのことにどう思っているのか、ダムニュースにも記載されましたが、県は当時アクションプログラムを発表し、長いところで30年先の計画も出されました。安全・安心を町の柱とするいわゆる災害に強いまちづくりとするなら、高潮問題はもっと前向きであるべきだと考えます。私は、旧池田町の海岸をくまなく調べたが、町民は波のすごさに泣いているとどこでございます。きちんと対応すべきではないかと思います。

また、マルキンなど企業の海岸ということで、個人の問題で片づけているのが現状だと思います。激甚法に問題があるのではないのか、法律は人間がつくるものです。問題があればそれを正せばよいと思うが、いかがでしょうか。

2問目です。公共交通が問われていることについて、私はことし1月に島バスを定年になったところでございます。全盛期時代は370名もいた組合員は今は30名を割っている。その中で、30名の中で定年退職を迎えて契約社員で十数名が携わっております。香川県中がコミュニティーバスになっていることは申し上げましたが、いまだに会社の経営責任という回答を繰り返しているようでは、小豆島のバスを土庄町と小豆島町が島の交通を請け負わなくてはならなくなると思います。事実、全国でそのようになっています。町はどう考えているのか。

昨今学校統合も進んでいるが、スクールバスとか福祉バスなどに全部なったとしたら、補助金はもうどうなっていくのか、考え方をお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問は、町として高潮対策についてどう取り組んでいるのかとのご質問と思いますが、平成19年6月議会でも16番中江議員のご質問にお答えいたしました。高潮対策につきましては香川県と県内に海岸線を持つ7市5町の協議の上、取りまとめた津波、高潮対策整備推進アクションプログラムをもとに、県と連携をして取り組んでおりまして、先日発表されたアクションプログラムの第1期工事の2007年度末現在の進捗状況では、7市5町のうち、5番目で県平均33%に対し、36%の進捗率となっています。町といたしましては、今後も引き続き町の重要施策として県と連携して高潮対策に取り組んでまいり所存でございます。池田地区の高潮対策の状況につきましては、担当課長から後ほど説明をさせます。

次に、2点目の交通問題についてでございますが、小豆島のバス路線の維持につきましては、平成19年6月議会に森議員からも同様のご質問があり、答弁でも申し上げましたが、地方における人口の減少や少子・高齢化、マイカーの普及など生活様式の変化などにより、路線バスの経営は大変厳しい状況下にあります。しかし、地域住民の足として欠くことのできない交通手段であることから、全国的にも、また県下においてもバス事業者の撤退後には行政が運行を継続しているケースが多くなっているのもご指摘のとおりでございます。

このような厳しい経営環境の中ではありますが、小豆島におきましてはバス事業者の経営努力や坂手線、南回り福田線、北回り福田線など路線の組みかえなどによりまして、国庫補助対象路線として運行されているところであります。

町といたしましては住民の足の確保とともに、オリーブ百年祭を迎えるなど観光面においても公共交通の利便性の向上が重要であるとの認識から、平成19年度においては国土交通省の公共交通活性化総合プログラムの採択を受け、バス交通の活性化を図るべく取り組んだところでございます。

この事業は、四国運輸局及び香川運輸支局が主体となり、船との乗り継ぎに係る待ち時間の改善を初めとする総合的なバス利用促進策及びオリーブ百年祭にあわせた増便などの検討並びに地域の観光資源などを利用した需要拡大策などについて、香川県、地元自治体、バス事業者、観光関係者、関係経済界とともに検討を進めたものでございます。これらのメンバーで構成する活性化委員会では、バス利用についてのアンケート調査の実施、利用者のニーズの把握、実証実験の実施などを通じ、小豆島のバス交通の課題、問題点及びバス交通の活性化策について各種の提言を行っております。バス事業者においては、こ



こで得られた貴重なデータや意見を参考に、経営改善に向けて企業みずからの意思による積極的な取り組みを期待しているところであります。

さらに、平成20年度におきましても、地域公共交通の活性化を図ることを目的に、小豆2町及び事業者との3者による国の補助事業への取り組みを計画し、関係者に提案したところでございます。しかし、土庄町からは、バス事業者みずからが行うべきであり、同意できないとの意思が示され、小豆島バスからも国の補助残をすべては負担できないとの返答がありました。これにより、本事業の取り組みにつきましても、断念せざるを得ない結果となりました。

小豆島町としましては、事業の提案や実行により小豆島バスへの支援を行うことによって、何とかして現行のバス路線を維持していきたいということで取り組んでおりますが、このケースについては土庄町及び何よりも支援される側の事業者自身に積極的に取り組む意思がなく、不首尾に終わった次第でございます。

16番中江議員には、これまでも何度か申し上げてきたように、本来民間事業者が業として経営を行う上で現状の打開策を模索し、将来展望を図る中でバス事業者自身が取り組むべき姿勢があつてしかるべきであると思ひますし、行政としては補助事業への取り組みを提案するなど、行政のでき得る範囲での支援を惜しむ気持ちは毛頭ございません。

今後におきましても、路線バスの存続に向け、利用客の増加を目的としたバス事業者が行う取り組みについては行政としての提案を含め、可能な範囲で支援してまいりたいと考えておりますが、事業者の意思なくしてはできないということを十分ご理解いただきたいと思ひます。

次の質問は、このたびの福田小学校の統合に際し、スクールバスの運行について現行の小豆島バスへの運行委託から町の直営による運行形態に変更しようとしているが、小豆島バスの苦しい経営状況を考慮し、これまでの運行形態を継続することが小豆島バスの支援につながるのではないかと、また福祉バスについても運行委託に切りかえるべきでないかということかと思ひます。

スクールバスの運行形態を変更するに至りました理由を申し上げますと、福田地区とて統合協議を進める中で、保護者や地域の方から町の責任において福田の子供たちをスクールバスにより統合先の安田小学校に通わせてもらいたいという意見が一番に出されました。特に、保護者からはスクールバスを福田地区専用のもので、この車両専属の運転手をつけてもらいたいということがまずございます。こうした意向を受けて、内海地区のスクールバスについて見直したところ、町でスクールバスを整備すれば登下校時以外にも利

用は可能になること、また現在小豆島バスに委託し、安田小学校の橘、岩谷地区の児童用として運行しておりますスクールバスについては、相当額の委託料を要しているにもかかわらず、利用する児童が減少している実情があることも理由の一つでございます。

16番中江議員のご指摘のように、財政負担の軽減を理由に委託を取りやめることは小豆島バスの経営に与える影響に大きなものがあり、経営状況により路線バスの減便、廃止となればそのツケが町行政に返ってくることになるということについては一応の理解をいたしますが、今回の場合、小学校の統合に向けて保護者や地域の意向を尊重すべきであること、また町の財政状況からしても可能な限り効率的な運行を目指す必要があったことにご理解いただきたいと思います。

一方、福祉バスにつきましては、これまで小豆島バスからそういうお話を一切聞いておりませんが、ご承知のとおり、このバスは高齢者などが町内において医療機関への通院及び公共機関の利用の際、公共的交通機関の利用が困難な地区に対し、交通手段として運行し、高齢者などの福祉の増進を図るものであります。利用者は中山地区、池田東浦地区、小蒲野地区に住所を有する方で、65歳以上の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者で障害者手帳の交付を受けている方に限らせていただいております。そのようなことから、配車されるバスには車いすでの乗降ができる設備が必要ですし、年間を通して運行が不可欠でございます。旧池田町で整備いたしました既存のバスの耐用年数は十分でございますし、スムーズな運行ができておりますことから、今すぐに委託をすることは考えにくい状況にあります。しかしながら、このサービスを低下することなく現在の運営経費より経済的に運行できるようでありますなら、諸般の事情を総合的に勘案し、運行委託も検討する余地があるかと思われま。

いずれにいたしましても、地方自治法に、地方公共団体はその事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を得るようにしなければならぬと定められています。1つの目的のための施策を実施するために、その方法に幾つかの選択肢があり、総合的な視点に立ちながら効率的かつ効果的な方法を選ぶ必要があります。その観点から検討を行いたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。あと、後ほど建設課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 16番中江議員の1点目、池田地区の海岸についてのご質問にお答えします。

まず、池田地区の高潮対策の状況でございますが、県事業関係では池田港におきまして

平成20年度までに水門やフラップゲートの設置、胸壁や陸閘の嵩上げ、越波対策の捨て石設置などの工事を行っており、今年度につきましても引き続き水門やフラップゲートの設置を予定していると聞いており、既に工事が完了、施工中のものもございます。

また、三都地区の小蒲野海岸につきましても、平成19年度から護岸の嵩上げを実施しており、今年度は陸閘の嵩上げと排水施設の整備を現在工事中と聞いています。

次に、河川関係では二面地区の競川下流域で護岸が低い箇所の嵩上げを実施しており、今年度は川から集落内への逆流防止のための水門とフラップゲートを現在工事していると聞いております。

そのほか、県道三都港平木線の蒲野大獄洞門付近では、越波対策として消波ブロックの設置を実施をしております。

次に、町事業関係では平成18年度まで室生漁港で災害復旧工事とあわせて海岸保全施設整備事業により護岸改良を実施し、今年度では既に蒲生漁港海岸の高潮及び越波対策としての捨て石設置工事と二面競川河口にある吉野崎港の護岸嵩上げ、三都港神浦地区では排水路の逆流防止のフラップゲート設置工事に着手をしております。

高潮対策には、局所的な対策で効果を発揮できる区域と広範囲にわたりさまざまな対策を講じなければ効果があらわれない区域がございますが、内海地区におきましても平成20年度では水門やフラップゲート設置、町管理の漁港、河川の護岸嵩上げなど池田地区に限らず小豆島町全体で局所的な対策で、できる限り大きな効果が期待できる着手可能な区域から計画、実施しており、また広範囲にわたり、さまざまな対策を必要とする内海湾については国庫補助事業での調査検討が本年度から着手されているなど、今後も高潮対策につきましてもさまざまな角度から県と連携をとりながら、厳しい町財政状況の折、財政担当とも協議の上、町の重要施策として取り組んでまいりたいと考えています。

次に、企業等が設置している私有護岸等の施設につきましても、県や町においてはそれぞれが管理する公共施設の津波高潮対策が終了していない現時点において、私有施設まで対策を実施することは非常に難しい上、私有施設はその企業等の利用目的のための構造物でありますことから、基本的には所有者自身が対策を講じることが必要と考えています。

しかし、津波高潮対策は整備区間の一部が欠損した場合、その効用を發揮することが困難でありますことから、決して個人の問題として片づけるのではなく、一連整備区間に私有施設が存在し、その施設が高潮対策としての整備水準を満たしていない場合はその施設の所有者に対しまして、県と町が連携して高潮対策の重要性、効用について説明をするとともに、自助、公助、共助の観点から所有者と工法の協議、検討、助言を行うなどの協力

をして、護岸整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、激甚法は著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体及び被災者に対する復興支援のための国の特別の財政援助、財政措置について規定したものであり、基本的に非常に大きな災害により、被害を受けた場合の災害復旧に関する法律ですので、防災事業である高潮対策と激甚法とは別のものであることをご理解いただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） ただいま緩やかなよい答弁が返ってきました。1点目の高潮対策について、もうはや4年目を迎えるわけです。4年前の8月の末だったと思います、16号台風。やっぱり県の計画プランでは、30年先のことをちょっと言われとる、発表しとるわけですけど、そうじゃなくして常にやっぱり現地調査、課長もみずから調査をされているようで、非常に前向きな答弁が返ってきました。いろいろこれからも課題だと思っんです。もういわゆる突発的な大雨とか温暖化で異常潮位とか、そういうな目まぐるしい災害が起きる可能性が大だと思っんで、これからも高潮だけじゃなくして、災害に強いまちづくりに前向きに取り組んでいただきたいと思います。

もう一点の公共交通が問われている件ですけど、既存の小豆島バスを立ち上げるために皆さんの協力を行政、また議会と三者一体になって守り立てていただいておりますが、やっぱり限度があると思っんです。船便が半減するとか、航路がなくなるとか、減便されるとかいろんな問題が昨今行われておりますが、一つの例を挙げますと、この間の新聞で、9月11日の新聞ですけど、香川県下ではほとんどがコミュニティーバスです。その一例を挙げますと、この間の議会ですけど、三豊市、コミュニティーバスの運行基準では、利用者数の少ない路線については変更や廃止、もう廃止です。それを視野に入れて、この10月中に維持基準を下回る路線が確定すれば、やっぱり廃止をするという3者が寄ってコミュニティーバスを走らせよるわけですけど、三豊市は12路線あるんです。仁尾線だけは朝の通学、通院、高校生がかなり乗車するそうです。そこには大型化、今ライドバスですけど、大型にすると。いわゆる採算がとれなければ廃止、採算がとれなけりゃ見直し、減便、もうコミュニティーバスで走らせても、もう先行きはわかっている、そういう実態です、生活路線は。そういうなんを踏まえて、向こう10年、もしくは50年先を考えて行政と既存のバス会社と働く人とやっぱり3者が寄って活性化協議会を再度掘り起こして考えていかんと、小豆島の島内の交通機関がだめになっていくような、そういうな懸念をするわけです。これからもいろいろとお話をいたしまして、協議会を守り立てて既存のバス会社を

守り立てるとともに、島の交通機関は安全で利便性があると言われるような方向に向けて  
いてもらいたいと思います。意見を含めまして、私の質問を終わりたいと思います。以  
上です。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第12号 平成19年度決算における小豆島町健全化判断比率につい  
て

日程第6 報告第13号 平成19年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足  
比率について

日程第7 報告第14号 平成19年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足  
比率について

日程第8 報告第15号 平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算にお  
ける資金不足比率について

日程第9 報告第16号 平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における  
資金不足比率について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第12号平成19年度決算における小豆島町健全  
化判断比率についてから日程第9、報告第16号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会  
計決算における資金不足比率については相関する案件でありますので、あわせて報告を求め  
ます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第12号平成19年度決算における小豆島町健全化判断比率の報  
告についてのご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率が算定されま  
したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告  
するものであります。報告内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく  
お願い申し上げます。

なお、報告第13号から第16号につきましては、本町の3つの事業会計と簡易水道事業特  
別会計の資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に  
基づき、報告するものであります。報告内容につきましては、担当課長から説明をさせま  
すのでよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第5、報告第12号平成19年度決算における小豆島町健全化判  
断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、報告第12号平成19年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、北海道夕張市のような野方図な財政運営、破綻の防止を目的とし、自治体の財政破綻を早い段階で食い止める地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月15日成立をいたしております。

これまでの地方財政再建促進特別措置法に変わりました、財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されたわけでございます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、この計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としておるものでございます。

昨年の決算においても概要についてはご説明申し上げますが、平成19年12月28日に早期健全化、財政再生等の基準値を定める政令が公布されております。平成19年度決算による健全化判断比率等を監査委員さんの審査に付し、議会に報告することになっておりますので、再度ご説明を申し上げます。

旧法に基づく財政再建制度と異なる特徴といたしましては、1つ目として、財政健全化の過程に早期健全化、財政再生の2段階のスキームが盛り込まれたこととございます。いわゆるイエローカード、レッドカード、この2つが盛り込まれたということとございます。

2つ目といたしまして、そのための判断指標として新たな財政指標が導入されたこととございます。

3つ目といたしましては、これらの指標のいずれかが一定以上になりますと、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられたこととございます。

また、公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければならないなど、公営企業の財政再建を同じ法律で位置づけていることも特色の一つとなっております。

具体的には、健全化判断比率の公表として、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけてこの健全化判断比率を議会に報告し、かつこの健全化判断比率を公表しなけ

ればならないとなっております。また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となる場合は、この健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画について監査委員さんの監査を求めるとともに、議会の議決を経て定めると、こういうことになっていきます。

財政再生計画につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、この再生判断比率を公表した年度の末までに財政再生計画について、同じく監査委員さんの監査を求めるとともに議会の議決を経て定めると、このようになっております。

資金不足比率の公表につきましては、公営企業を経営する地方公共団体の長は毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率を策定し、監査委員さんの審査に付し、その意見をつけてこの資金不足比率を議会に報告し、かつこれを公表しなければならないとなっております。

また、資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図る基準として政令で定める数値以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画について、監査委員さんの監査を求めるとともに議会の議決を経て定めなければならないとなっております。

法律の施行日は平成21年4月1日となっておりますが、健全化判断比率の公表、資金不足比率の公表につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定めるとしてありまして、この政令が平成19年12月28日に公布されておるわけでございます。

したがいまして、19年度決算に基づく健全化判断比率の公表につきましては、平成20年度から実施していかなければならないということでございます。

今回、健全化判断比率、資金不足比率の算定ができ上がりましたので、監査委員さんの審査に付し、議会の皆様方にご報告申し上げるものでございます。

それでは、総括表の1、健全化判断比率の状況についてご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示す実質赤字比率につきましては、実質収支額が4億5,651万3千円の黒字となっております。決算書を持っておりましたら、216ページの実質収支額の調べというのがございますので、それで見ただいたら4億5,651万3千円の黒字となっております。したがいまして、赤字は出ておりませんので、該当はないということでございます。

財政健全化基準値につきましては、11.25%から15%の範囲で財政規模に応じて定める

ことになっております。小豆島町は14.88%、これが基準値となっております。財政再生基準値、これは20%となっております。

次に、公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額が標準財政規模に対し、どの程度の比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても、一般会計、各特別会計、各公営企業会計ともに実質収支額が黒字あるいは資金不足が生じていないということから、該当はございません。

なお、財政健全化基準値につきましては、16.25から20%の範囲で財政規模に応じて定めることとなっております。小豆島町はそこに書いてありますとおり、19.88%となっております。

また、財政再生基準値は40%となっております。この財政再生基準値につきましては、3年間の経過的基準となっております。19年度は40%、20年度は40%、21年度が35%、22年度から30%ということで定められております。

次に、自治体収入に対する借金返済額の比率を示すもので、従来の起債許可制限比率、これには反映されなかった一般会計から特別会計への起債償還にかかわる繰出金も含めたものになり、財政実態をより正確に把握できるとしております実質公債費比率につきましては15.2%となっております。これも財政健全化基準値25%以上、それから財政再生基準値35%以上には該当しておりません。18年度決算では16.9%でございましたので、1.7ポイント改善されております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを示す将来負担比率につきましては、27%となっております。これにつきましては、財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値が350%以上ということでございますので、該当はしておりません。かなり余裕があるということでございます。

平成19年度決算において、健全化判断比率についてはすべてクリアできておりまして問題はございません。小豆島町においては、今後もこの財政健全化法のお世話にならないよう、常に財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。以上、簡単ではございますが、ご説明を終わり、平成19年度決算における小豆島町健全化判断比率についてのご報告とさせていただきます。

議長（中村勝利君） 日程第6、報告第13号平成19年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第13号平成19年度小豆島町水道事業会計決算における資



金不足比率についてご説明をいたします。

お手元の議案の6ページをお開き願いたいと思います。

eの流動資産16億4,642万9千円、この額は平成19年度小豆島町水道事業決算書9ページ、10ページをお願いいたします。

9ページの下から6行目でございますけれども、内訳については(1)の現金預金15億9,621万2,769円から(4)のその他流動資産であります。

流動負債2,270万9千円は決算書の10ページの上から10行目、流動負債の合計の数字です。内訳につきましては、(2)の未払金2,220万8,921円と(3)の預かり金の50万円でありませ

す。6ページに戻っていただき、(8)の16億2,372万円は流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額であります。

(10)の額5億899万8千円は決算書の営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額で、内訳は(1)の給水収益と(3)のその他営業収益のうち、消火栓の補助の192万8千円、材料の売り払い収益1万1,370円と広域からの公園管理負担金50万円と手数料の47万5,600円の合計であります。

最後の欄の標準財政規模費の31.3%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模51億7,956万円に対する割合でございます。以上のように、水道事業会計では資金剰余額があり、資金不足比率は発生をしております。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長(中村勝利君) 日程第7、報告第14号平成19年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長(荘野 守君) 報告第14号平成19年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率についての内容についてご説明申し上げます。

お手元に配付しております議案の10ページをお願いします。2 表の公営企業に係る資金不足額等をお願いします。

流動負債の1億6,375万6千円、この額につきましては別冊の決算書の8ページをお願いします。4の流動負債の流動負債合計の額がこの額となっております。内訳につきましては、(2)の未払金の1億5,627万480円から(6)の前受け金3万2,550円でございます。

次の流動資産10億3,718万円につきましては、同じく決算書の7ページ、下から2行目で流動資産合計の数字でございます。内訳につきましては、(1)の現金及び預金の6億303万3,959円から(4)保管有価証券の100万円でございます。

8の8億7,342万4千円につきましては、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余

金でございます。

次の(10)の額24億9,499万1千円につきましては、決算書の9ページの(1)収益費用明細書の収益、第1款第1項医業収益の額でございます。

最後の欄の標準財政規模費の16.9%につきましては、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模51億7,956万円に対する割合でございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

議長（中村勝利君） 日程第8、報告第15号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 報告第15号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率の説明を行います。

14ページをお願いいたします。

流動負債の1,153万9千円、この金額でございますが、介護老人保健施設事業会計決算書の8ページをお願いいたします。貸借対照表の負債の部、3、流動負債の下から下3行目、流動負債合計の1,153万9,159円です。この内訳でございますが、1、未払金1,103万5,195円と2、その他の流動負債の50万4千円でございます。

次の流動資産の2億6,204万4千円、この金額は決算書7ページをお願いいたします。下から2行目の流動資産合計2億6,204万3,394円です。内訳でございますが、1の現金預金の2億1,535万4,484円と2の未収金4,618万8,910円と3の有価証券の50万円でございます。

次に、8の2億5,050万5千円、この金額は流動資産から流動負債を引いた額で事業の運転資本でございます。

次の10の2億9,488万9千円、これは施設運営事業収益の合計額でございます。老健うちのみは現在のところ、流動資産から流動負債を引いた運転資本が2億5千万円ほどございますので、当面急に資本不足に陥ることはないと考えております。

今後におきましても、利用者の確保と経費の節減に努め、健全な施設運営に努めたいと考えております。以上、簡単でございますが、報告第15号の説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 日程第9、報告第16号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第16号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

お手元の議案の18ページをお開きください。

簡易水道特別会計は一般会計と同様に現金主義会計で、企業会計制度を適用いたしておりません。この場合につきましては、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

2の表、公営企業に係る資金不足額等の表につきましては、決算統計をもとに算出することとされており、決算統計においては費目ごとに千円に丸めて報告をしております。そのような状況でございますので、端数整理の関係で2の表では歳出総額が決算書と千円相違しております。

平成19年度小豆島町簡易水道特別会計決算書では、厚いほうの決算書の324ページからでございますけれども、歳入総額8,995万4千円の内訳につきましては、1款の使用料及び手数料から9款の町債までの合計でございます。歳出総額7,290万円は1款の総務費から4款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、1,705万4千円の黒字です。簡易水道事業においては支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良以外に充当させた起債もありませんので、黒字額1,755万4千円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第10 議案第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第48号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第48号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、森口祐三氏が平成20年12月31日をもって3年の任期が満了しますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いましたところ、本町吉野太田久代氏が長年高校教員として学生の健全なる成長に貢献されてこられることともに、人格識見高く退職後も積極的に社会活動にも携わり、人権擁護に深い理解を有しておられます。同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第49号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第49号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、岡修氏が平成20年12月31日をもって3年の任期が満了しますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いましたところ、本町二面の赤谷勝之氏が長年郵政業務に携わり、人格識見高く退職後も積極的に社会活動にも参加され、人権擁護に深い理解を有しておられます。同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意を賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第50号 小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第50号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第50号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町におきましては、通学や高齢者の生活路線を確保するため、小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例に基づきまして、朝、田浦二十四の瞳映画村前から草壁港、夕方草壁港から田浦までの間をバス運行をいたしております。この運行の根拠となります道路運送法の条文が開催されましたので、本条例を改正しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、議案第50号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部についてご説明を申し上げます。

議案第50号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例。平成20年9月17日提出、小豆島町長坂下一朗。小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例。小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中第80条、第1項ただし書きを第78条第2号に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

この条例につきましては、ご案内のとおり、草壁港から田浦の映画村まで朝1便、夕方1便運行してある代替バスに関し、必要な事項を定めたものでございます。

今回、道路運送法の一部を改正する法律が平成18年10月1日に施行され、自家用自動車の有償運送に関する条文が旧法の80条1項ただし書きから新法の78条第2号に変更されたため、この法律を引用してある本条例第1条を改正文のように改めるものでございます。

また、新法の附則第5条でこの法律の施行の際に、現に道路運送法第80条第1項ただし書きの許可を受けて、自家用自動車を有償で運送の用に供しているものは当該許可にかかわる運送は新道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送法に該当する場合にあっては、当該許可にかかわる運送について施行日に新道路運送法第79条の登録を受けた

ものとみなすでございます。いわゆるみなし自家用有償運送車ということでございます。現時点では、法改正による経過措置として、みなし登録により運行しておりますが、本年9月末をもって登録期間が終了するため、新法による更新手続とあわせて運行に関する町条例の引用文を改正しようとするものでございます。

27ページに新旧対照表がありますので、ご参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をします。再開3時15分。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時15分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 議案第51号 平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第51号平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第51号平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度小豆島町一般会計及び国保会計などの7つの特別会計、これに加え水道、病院、介護老人保健施設の3事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議

のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、平成19年度小豆島町歳入歳出決算の総括について概要説明を申し上げます。

決算の内容につきましては、例年決算特別委員会が設置されましてそれぞれ関係課から詳しく説明がありますので、私からは決算の概要について、施策の成果に関する説明書中の財政編、これによりご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

説明書の2ページをお開き願います。

一般会計の決算の状況でございます。19年度の決算額は、歳入決算額が87億9,030万1千円、歳出決算額が82億9,857万円、差し引き形式収支が4億9,173万1千円、これから繰越明許した事業の財源3,521万8千円を差し引いた実質収支が4億5,651万3千円の黒字となっております。前年度と比べますと歳入が4.8%、4億174万円の増、歳出が12.7%、9億3,447万4千円の増となっております。実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入額2億5千万円、これにつきましては余剰金である実質収支4億5,651万3千円の2分の1以上の額といたしております。単年度収支は今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額で、5億4,960万9千円の赤字となっております。この中には、基金の積立金629万円、繰上償還金1,908万5千円、基金取り崩し額3億768万6千円が含まれており、実質単年度収支は8億3,192万円の赤字となっております。前年度が3億7,876万9千円の黒字でしたので、前年度より12億1,068万9千円赤字がふえたということになっております。このように単年度収支、実質単年度収支ともに大きな赤字となっております。18年度に比べて悪化した要因といたしましては、地方交付税の減、また臨時財政対策債の減、県合併交付金1億円のうち、現年度事業への5,070万円の充当、それから繰越財源の増等が考えられます。また、単年度収支の赤字につきましては、決算剰余金の積み立てが大きく影響しますし、実質単年度収支につきましては、その上に減債基金の取り崩しや積み立てが反映されておらず、これらの指標で決算状況のよしあしを把握するのは若干問題があるのかなという感じがいたしております。以上が一般会計の状況でございます。

次に、3ページをお開き願います。

科目別歳入決算額の状況でございます。歳入の柱となります町税で1億2,786万円の増、地方交付税では1億3,355万2千円の減となっております。町税の増の要因でございますが、税源移譲に伴う税率変更によるものでございます。地方交付税の減の要因ですが、地方財政計画で4.4%の減となっていること、また合併に対する財政支援措置で特別

交付税の5割交付、これが3割交付になったため、1億541万6千円の減となったことが主な要因でございます。

地方譲与税の1億2,389万6千円の減ですが、所得税の一部が個人住民税へ税源移譲されたことに伴い、所得譲与税が廃止されたことによる減でございます。

地方特例交付金の2,090万6千円の減ですが、これは個人住民税定率減税の廃止に伴い、減税補てん特例交付金制度が廃止となったためでございます。

国庫支出金の5億6,809万9千円の増でございますが、これは内海中学校建設事業費の増による交付金の増、国の合併支援の一環として10年間で交付されることになっていた市町村合併推進体制整備費補助金が景気の拡大を背景に全体の6割が前倒しで交付されたことによる増、植松都市下水道再整備事業の実施による補助金の増等によるものでございます。

繰入金で2億6,839万5千円の減となっておりますのは、内海病院の電子カルテ導入事業の完了により、内海病院整備基金繰入金がなくなったこと、補償金免除繰上償還財源として減債基金を増額するため繰り入れを取りやめたものが主な要因でございます。

繰越金は3億2,255万8千円の増となっております。これは、18年度決算形式収支の増によるものでございます。

町債は4,660万円の減となっております。これは中期財政計画、公債費負担適正化計画等に基づき、起債の発行額を毎年度の元金償還額以下に抑制することを原則とし、臨時財政対策債の発行をしなかったことによるものでございます。以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出でございます。5ページの性質別経費の状況によりご説明申し上げます。

義務的経費で、人件費が4,419万9千円の減となっております。これは職員数の減によるものでございます。原則退職者の2分の1補充ということで、職員数が減っております。

公債費は2,668万3千円の減となっております。これは公債費償還のピークを越えたことによる減でございます。平成14年度がピークということでございます。

物件費は1,573万5千円の増となっております。これは後期高齢者医療制度開始に伴うシステム改修費の増、基本健診等の受診者の増、これらによるものでございます。

補助費等は1億2,586万4千円の減となっております。これは主に、電子カルテ導入事業の完了による病院事業特別会計負担金の減と、前納報奨金の減によるものでございます。



積立金は2億2,214万7千円の増となっております。これは主に、補償金免除繰上償還財源として減債基金に積み立てを行ったことによるものでございます。

普通建設事業が9億1,268万9千円の増となっております。これは、内海中学校建設事業費の増、植松都市下水路整備事業の実施、西村団地耐震改修事業の実施等によるものでございます。

災害復旧事業費が5,442万9千円の減となっております。これは、17災橘漁港災害復旧事業の完了、同じく17災蒲野漁港災害復旧事業の完了によるものでございます。以上が性質別の前年度との比較の主なものでございますが、これを目的別に見たのが隣の4ページの目的別経費の状況でございます。

総務費が前年度比1億7,423万8千円の増となっております。これは、補償金免除繰上償還財源として減債基金の積み立てを行ったことによるものでございます。

衛生費が9,791万円の減となっております。これは内海病院への電子カルテ導入事業が完了し、病院事業負担金が減となったことによるものでございます。

農林水産業費が1億711万7千円の減となっております。これは室生漁港海岸保全事業の完了によるものでございます。

土木費が1億1千万7千円の増となっております。これは合併推進体制整備費補助金を利用した道路、橋梁、台帳システム整備事業の実施、西村団地耐震改修事業の実施、植松都市下水路整備事業の実施によるものでございます。

教育費が9億2,698万6千円の増となっております。これは内海中学校建設事業費の増、星城小学校体育館改修事業の実施、安田小学校プール改修事業の実施、星城幼稚園改修事業の実施等によるものでございます。

災害復旧費が5,442万9千円の減となっております。これは17災橘漁港災害復旧事業、17災蒲野漁港災害復旧事業の完了によるものでございます。

公債費が2,668万3千円の減となっております。これは、償還のピークを越えたことによるものでございます。以上で一般会計決算の状況の概要説明を終わります。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算状況の概要についてごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国保会計から簡易水道会計まで7会計ございます。形式収支、実質収支は全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、国保、国民健康保険診療所、老人保健、介護保険、介護予防支援の5会計で赤字となっております。

次に、8ページの財政指標でございます。

個々の説明は省きます。この中で経常収支比率が98.8%となっております。昨年より8.2ポイント悪化しております。これは経常一般財源の減が要因となっております。その中で、普通交付税の減と臨時財政対策債の減が大きく影響をしております。経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に税や地方交付税など、経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が望ましいとされておるものでございます。数値の上では、財政の硬直化が進んでいる状況にあると言えます。ただ、当該数値の算出に当たりましては、分母に算入される地方交付税等が制度改革に伴う総額抑制等の影響を受けること、また同じく分母に導入される臨時財政対策債については中期財政計画、公債費負担適正化計画等に基づき、毎年の起債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑えることによって、将来の公債費負担の軽減を図ろうとし、発行を抑制しておりますので、一概に単年度の数値だけをもって比較を論じるのは適当ではないとも言えるものでございます。しかしながら、財政の硬直化が進んでいる状況を示しているのは確かでもあり、一層の経常経費の抑制に努めていく必要があると考えておるところでございます。

次に、実質公債費比率でございます。昨年の決算においてもご説明申し上げましたが、この数値は総務省が平成18年度から導入した新しい財政指標でございます。自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものでございます。その特徴といたしましては、従来の起債許可制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、各自治体の財政実態をより正確に把握できるとしております。

また、起債の発行につきましては、平成18年度から知事の許可制から協議制へと移行しましたが、実質公債費比率が18%を上回る団体につきましては、従来どおり知事の許可が必要となるだけで従来と変わるところはございません。ただ、この比率が25%を超えますと、一般単独事業等の地方債の発行ができなくなるということになっております。17年度決算においては、ご承知のとおり県下で4市町が18%を超え、本町は18.2%ということでその中に入ったわけですが、18年度決算では16.9%、19年度決算では15.2%ということで、年々改善されております。これは起債の償還のピークが過ぎていることによるものでございます。

次に、地方債現在高でございますが、平成19年度末現在で75億1,255万9千円となっております。これは町債発行の抑制、また平成19年度の地方財政対策の柱の一つとして打ち出された公的資金の補償金なしの繰上償還を行った結果、前年度比4億3,750万1千円の減となっておりますが、この額は20年度小豆島町一般会計当初予算額とほぼ同額でござい

まして、決してよい状況ではございません。地方財政法第5条においては、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされております。毎年度の予算編成方針におきましても、地方債の発行額については当該年度の償還元金以下に抑制することを大原則とし、地方債現在高を削減し、財政の健全化を図ることとしておるところでございます。

次に、最近の我が国の経済状況及び町財政の現況について若干申し上げておきたいと思っております。

平成20年度当初、あくまでも平成20年の当初でございますが、我が国の経済については一部に弱さが見られるものの、景気は回復しておるとされており、企業部門の底がたさが持続し、景気回復は続くと思込まれるものの、改正建築基準法施行の影響により、住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになるとされておりました。

一方、サブプライムローン問題を背景とする金融市場の変動、原油価格の高騰等が我が国に与える影響については懸念を示しておったわけでございます。

昨今の経済状況は、この懸念材料が現実問題となり、原油価格の一段の高騰、サブプライム住宅ローン問題に伴う米国経済の減速等が生じており、原材料コストの上昇や輸出の原則を通じて我が国の経済にマイナスの影響を与えております。我が国の経済は世界経済の厳しい状況に直面しており、20年度の経済成長は鈍化すると見込まれております。

このような状況の中、7月22日に開催されました政府の経済財政諮問会議において、2011年までの経済財政に関する内閣府試算を発表しております。成長率は原油価格の高騰や米景気減速の影響を受け、国内景気が悪化したため、想定よりも低くなり、歳出削減を最大実施してもその年の収入で政策経費をどれだけ賄うことができるのかを示す国と地方の基礎的収支、いわゆるプライマリーバランス、これにつきましては3.9兆円の赤字になり、最悪の場合は7.9兆円の赤字になると試算を示しております。小泉政権時代の2006年の骨太方針で、2011年度の黒字化達成を公約していたものがございしますが、そういう政府目標達成は大変厳しい状況となっております。

我が国の経済は長引く景気の低迷、いわゆる失われた10年から何とか脱却し、都市部を中心に企業収益の改善や設備投資の増加などにより、いざなぎ景気を超えた景気の拡大が2002年2月から今日まで続いてきたわけでございます。昨今の原油価格の高騰や米景気減速を受け、国内景気が悪化してきており、内閣府が8月7日に発表した月例経済報告では、景気の基調判断を景気がこのところ弱含んでおると分析し、後退局面に入ったことを事実上認めておるわけでございます。

また、昨日の朝のテレビニュース、またきょうの各社の新聞等で大きく報道されておりました米証券大手のリーマン・ブラザーズの経営破綻、これは64兆円ぐらいの負債を抱えておるといってございまして、大きく取り上げられておりました。この影響で、ニューヨークの株価は504ドルも急落、これにつきましては01年9月の同時多発テロ以来の大きさであると報じられておりました。金融危機の深刻さを示しているということでございます。これを受けた東京市場におきましても、今年最安値をつけ、これはもう3年2カ月ぶりの安値水準ということで急落をしております。この影響が世界経済、日本経済、町経済、ひいては自治体財政にどのように大きく影響していくのか強く懸念をしておりますところでございます。

地方経済においては、景気の拡大の恩恵を受けることもなく、このような景気悪化の影響だけをもらうに受けることとなり、都市と地方の格差はますます広がる一方で極めて厳しい状況となっております。地方財政につきましては、ご案内のとおり、いわゆる三位一体改革により地方交付税が5.1兆円も削減された上、先ほど申し上げました景気拡大の恩恵も受けられない状況の中、財政再建団体に陥っている夕張市を筆頭に財政破綻に近い自治体が続々とあらわれてきております。例えば香川県、これにつきましては20年から22年度までの中期財政見通しで財源不足額が1,278億円ということで、新たな財政再建方策、これを打ち出しております。さぬき市につきましては、平成20年度から23年度までの4年間で財源不足額は32億円、財政調整基金をすべて取り崩しても不足するというところでございます。大阪府につきましては、3,500億円の赤字隠しが発覚いたしまして、就任いたしました橋下知事が大阪維新プログラム、これを実行いたしました、いわゆる涙の府庁改革、これを実施したわけでございますが、9年間で7,770億円の財源不足ということでございます。また、岡山県はこの6月でございますが財政危機宣言、これを発表いたしまして、2009年から2018年までの10年間で2,255億円の収支不足ということで、利用可能な基金が底をつき、健全化法に基づく財政再生団体への転落が懸念されておるといってございます。また、和歌山市では財政健全化法の施行で、新たな財政指標が導入されると、早期健全化団体に陥るとして、和歌山県から特別融資ということで15億円の融資を受けておると、このような状況でございます。そのほか、岡山市、また北九州市とも同様のことが報道されたわけでございます。この中には財政難から合併を選択せざるを得なくて合併した自治体も含まれております。合併支援があるといえども、決して楽観できる状況ではないということでございます。

その中で、平成の大合併の1号として国がPRし、全国の自治体や地方議会から2万人

を超える人が視察に訪れた兵庫県の篠山市につきましては、合併に伴う公共事業で抱えた多額の借金が財政を圧迫し、身動きがとれなくなり、この6月に財政再建案を発表し、対応しようとしております。その中には合併の目玉としてつくった子供向け博物館や運動公園、これの休止、廃止も盛り込んでおるそうでございます。

それからまた、7月10日の新聞発表、これ山陽新聞でございますが、総務省は地方交付税の原資である国税収入、これが2006年度、2007年度ともに予算割れをしたということで、これに伴う地方自治体に交付税を配分し過ぎたということで、トータルで8,000億円、これを2009年度以降に回収するということを新聞に報道しておりました。また2008年度、今年度につきましても予算割れをする可能性が大であると、これが7月10日のニュースでございますので、今回の米国経済の破綻を受けまして、日本経済がおかしくなりますので、当然もうこれが破綻が目に見えておると、予算割れが目に見えておるといような感じがいたしております。この8,000億円が減額されますと、単年度では減額しないとは思いますが、小豆島町への影響額、概算で1億8千万円、これが減額されるのではないかなということで懸念をしておるところでございます。

平成18年3月21日に新生小豆島町が発足してはや3年目に入ったわけでございます。予算についても、平成20年度予算は3回目の予算ということになっております。今年の予算は昨年9月議会でご可決を賜りました「オリーブライフ小豆島～煌く海、瞳輝く、実りのまち～」をキャッチフレーズとする小豆島町が将来進むべき方向を示した小豆島町総合計画に基づき、編成をしたわけございまして、平成20年度はこの総合計画に基づく夢の持てる小豆島町のまちづくり元年ということになるわけでございます。また、この総合計画によるまちづくりも財政的な裏づけがなければ絵にかいたもちにすぎなくなるということから、中期財政計画も策定しております。この中期財政計画では、現時点では想定される各種大型事業は合併支援のおかげをもちまして、何とかクリアできております。しかしながら、それは集中改革プラン等に基づく経費の削減、これが前提条件となっております。この中期財政計画によりますと、平成19年度から24年度までの財源不足額が7億9,900万円と想定しておりますが、集中改革プラン等による収支改善策がなされない場合、これは15億8千万円の財源不足となり、財政調整基金すべてを取り崩しても財源が不足するという状況となります。財政破綻に陥るシナリオとなってくるわけでございます。

したがって、国、県からの合併支援が受けられる期間、それも合併支援が集中するこの1年から3年の間に徹底した行財政改革に取り組み、無駄ゼロ、政策の棚卸しを徹底し、歳出の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換が急務であると認識を

しておるわけでございます。夕張市のような財政破綻に陥ることによる最大の被害者は住民であることを肝に銘じ、財政の健全化を図るため、中期財政計画のフレームを厳守し、事務事業の効率化、簡素化を初め、住民の皆様の理解を得ながら自助、共助、公助の原則に基づき、辛抱できるところは辛抱していただくなど一層の経費の節減に取り組み、現下の極めて厳しい財政環境に対応していく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。決算状況の総括説明とさせていただきます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 平成19年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明を申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の21ページをお開き願いたいと思います。

このページでは、平成19年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設、経理について記載をしております。

まず、業務につきましては、降雨が少なく、2度にわたる渇水対策本部を設置することとなりました。渇水対策として、内海配水系と池田配水系の配水調整や河川水などの臨時取水を行いました。また、節水の呼びかけなどを行い、断水することなく給水を維持することができました。今期末の年間総配水量は247万2,197立方メートルで、前年比1%増となり、有収率は84.64%となっており、前年度を0.1ポイント下回りました。今後の改善が課題であります。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、ダム関連でのかんかけ配水池移転事業、国道や町道の改良時期にあわせた配水管の布設がえなど効率的な施工を心がけて工事を実施しました。

次に、経理についてご説明をいたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は5億2,022万3,927円となり、このうち給水収益は5億608万3,223円ですので、前年度に対して610万6,626円増加しております。理由といたしましては、渇水に伴い企業の自己水源が枯渇したため、工場用水を水道水に依存したことが大きな理由となっております。

一方、事業費用は4億1,008万5,864円で、前年度の決算合計額と比較をすると769万2,887円増加しており、将来の修繕費増嵩に対応するため、修繕引当金の計上が主な要因となっております。この結果、当年度純利益は1億1,013万8,063円となりましたので、このうちの9,500万円を減債積立金として処分する予定です。

次に、資本的収入及び支出について、3ページ、4ページで説明したいと思います。

収入では、1項の企業債、第2項出資金、第3項補助金は、内海ダム再開発事業の利水負担金にかかわるものでございます。

第4項の負担金は、かんかけ配水池移転関連の香川県からの補償金が主なものですが、大幅な減額につきましては用地交渉が難航し、工事に至らなかったものであります。

第5項の水道分担金は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、6項の長期貸付金返還金は、吉田ダム建設時の小豆地区広域行政事務組合への貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費につきましては、内海ダム再開発事業関係にかかわるものでございます。

また、第2項は、過去に借り入れしております企業債の償還金でございます。

この結果、支出欄の枠下に記載をしておりますように、収入額が支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補てんいたしております。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 内海病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 平成19年度小豆島町病院事業決算の概要についてご説明申し上げます。

別冊となっております決算書の19ページをお願いします。

病院事業報告書に平成19年度における事業の概況を記載しております。(1)の総括事項にありますように、19年度の収益的収支につきましては、診療収益の増加と費用の節減によりまして、前年度に比べ改善が見られましたが、依然として極めて厳しい経営状況でございます。

その下の医療業務につきましては、入院患者数が延べ5万3,686人、前年度に比べ698人、率にしまして1.3%の増加、1日平均では146.7人となりまして、わずかながら増加しております。外来患者数につきましては延べ10万3,954人、前年度と比べまして3,503人、率にしまして3.3%の減少、1日平均では424.3人となっております。なお、23ページ、24ページに(1)の業務量に詳しく掲載しております。

施設整備につきましては、21ページに記載のとおり、デジタルエックス線テレビシステムなどの整備を行っております。また院舎補修、機械器具修理につきましては、22ページの保存工事に掲載しております。

その下の経理につきましてはでございますが、総収益は27億2,599万3千円、前年に比べ

まして124万5千円、率にしまして0.1%の減収、これに対します総費用につきましては29億548万1千円でございます、前年度に比べ4,930万6千円、率にしまして1.7%の減少となっております。

この結果でございますが、本年度の収益的収支は5ページをお願いします。5ページの損益計算書、下から3行目に記載しておりますとおり1億7,948万7,741円の純損失を計上しております。前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は26億1,551万8,529円となっております。

1、2ページに決算報告書の収益的収支が税込みで記載されておりますが、ただいまの説明と重複しますので省略させていただきます。

次に、3、4ページの資本的収支、税込みでございますが、ご説明申し上げます。

収入につきましては、施設、機器整備に係る企業債元金償還に対する一般会計からの負担金と機器整備の財源として借り入れしました企業債、県補助金であります遠隔医療補助事業を合わせまして2億3,646万5千円となっております。支出につきましては、21ページの各項の資産取得の概況に掲載しておりますが、医療機器等の購入と企業債元金の償還で3億4,310万7,937円となりました。

この結果、収入不足額1億664万2,937円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額25万1,033円及び過年度分損益勘定留保資金1億639万1,904円で補てんをいたしております。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） 老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業の決算の説明をさせていただきます。

決算書の19ページをお願いいたします。

事業報告書の1、概況の1総括事項の業務でございますが、平成19年度中の通所利用者、デイケアと申しますが、年間利用者数が3,737人で、前年と比較しまして500人の増、1日平均利用者が15.4人で前年より1.6人の増となっております。入所は年間利用者数が2万2,947人で、前年度に比べ1,644人の増、1日平均利用者数は62.7人で前年より4.3人の増となっております。

次に、経理について説明をいたします。

収益的収支につきましては、利用者の増により収益が3億58万円となり、前年に比較し10.7%、約2,900万円の増となりました。費用は、約2億9,717万円、前年度と比較して



0.5%、約139万円の増となりました。

この結果でございますが、決算書の5ページをお願いいたします。

この結果、損益計算書の下から3行目に記載しておりますように、当年度純利益は341万1,675円となりました。前年度繰越利益剰余金を加えた一番下の行の当年度未処分利益剰余金は2,360万2,955円となっております。1、2ページに決算報告書の収益的収支を記載しておりますが、ただいまの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、3、4ページの資本的収支について説明をいたします。

資本的収支につきましては、収入が559万1千円、これは起債元金に対する一般会計の負担金でございます。資本的支出は建設改良費33万1,800円と企業債償還金の2,236万3,016円で合計2,269万4,816円、収入に対する不足額1,710万3,816円は過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。以上、まことに簡単でございますが、介護老人保健施設事業の決算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。そこで、委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務常任委員会からは委員長と委員から2名の3名を、教育民生常任委員会からは委員長と委員から2名の3名を、建設経済常任委員会から2名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任につ

いては、総務常任委員会からは委員長と委員から2名、合わせて3名を、教育民生常任委員会からは委員長と委員から2名、合わせて3名を、建設経済常任委員会から2名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各委員会を開催し、先ほど決定しました委員の選任をお願いします。なお、総務常任委員会は第4、第5会議室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は委員会室を使用してください。

また、常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時07分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務常任委員会からは井上議員、藤本議員、中江議員の3名が、教育民生常任委員会からは安井議員、新名議員、鍋谷議員の3名が、建設経済常任委員会からは谷議員、植松議員の2名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長は、お手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時10分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に井上議員、副委員長に安井議員と以上のように決まりましたことをご報告します。なお、審査に当たりましては、監査委員にもご出席をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は以上のように決定し

ました。なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第14 議案第52号 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第52号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第52号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

橘地区改良住宅G棟、H棟の耐震改修及び外壁改修などをあわせて行う改良住宅等改善事業にかかわる工事請負契約を締結しようとするものであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について、議案書29ページをお願いいたします。

議案第52号改良住宅等改善事業に係る工事請負。工事名、橘地区改良住宅G、H棟耐震並びに外壁改修等工事についてご説明を申し上げます。

改良住宅等改善事業につきましては、橘地区において地域住宅計画の中で、平成20年度から22年度の3年間にG、H棟、D、K、L棟、I、J、M、N棟の9棟の改良住宅の耐震改修と外壁改修等工事を実施しようとするものでございます。

本年度の施工箇所はG棟、H棟の2棟で、鉄筋コンクリートづくり5階建ての改良住宅16戸であります。今年度から実施を予定している改良住宅等改善事業については、橘地区を昭和49年に襲った集中豪雨の土石流に対応し、1階をピロティー形式とした構造となっておりますが、さきの阪神・淡路大震災を契機として昭和56年以前に建設されたピロティー形式の建物の耐震基準の見直しがあり、該当する住宅の診断を行った結果、当課が管理しております橘地区住宅13棟が目標値を満たしていないため、計画的に耐震改修を行うものであります。

また、G棟、H棟は築後31年を経過し、経年劣化により外壁のコンクリートに爆裂が起きており、落下による安全対策上からも改修を必要としていることから、外壁改修もあわせて行うものであります。

今回の工事場所についてであります。議案書31ページの次のページにあります改良住

宅等改善事業の配置図をごらんください。赤で表示をしております2棟、G、Hが今回の耐震並びに外壁改修等工事の施工する住宅であります。

次に、工事概要であります。まず耐震改修につきましては既存の壁部分を外側から補強し改修する工法で、耐震診断の結果によりG、H棟の耐震改修箇所は1階部分4カ所、2階部分4カ所、3階部分4カ所の壁の改修となります。改修面積はG、H棟ともに40.3平方メートル、ピタオール工法によるものであります。

また、外壁改修は住宅外部全面の改修であり、外壁改修面積はG棟が1,929平方メートル、H棟が1,865平方メートルであります。

工事施工業者の選定に当たりましては、入居者の生活に支障を来すことのないよう補強するRC壁、鉄筋コンクリートの壁でありますけれども、補強工法であり、内容を十分把握できる技術者による管理、また入居者がいながらの工事であり、工程管理が特に必要であることから、本町に指名願が提出されている町内の業者で技術職員、1級を有している業者6社を指名し、去る9月1日の入札の結果、株式会社西崎組小豆島町営業所所長西崎邦彦が6,405万円で落札したところであります。なお、設計は有限会社佐々木環境工房がいたしております。

工期につきましては、今議会でご承認いただいた後、町が指定する日から平成21年2月27日でございます。以上、まことに簡単でございますけれども、議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第53号 小豆島町道路線の認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第53号小豆島町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第53号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

新たに町道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第53号小豆島町道路線の認定についてご説明をいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

新しく町道に認定しようとする田浦海岸線は、県道田浦坂手港線の田浦漁港船揚げ場前で、現在の線形が湾曲していることから、今回の県道拡幅にあわせた線形改良に伴い、道路に接しなくなる家屋及び集落道ができ、住民生活にも支障を来すことから、田浦字南原甲656 - 3地先から田浦南原甲654 - 17地先までの延長52メートルのL字型の区間を、区間の幅4メートルから5メートルを町道に認定をしようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

ページをめくっていただき、認定道路位置図をごらんください。

赤色に着色をしている箇所が町道に認定をしようとする箇所でございます。また、水色で着色をしているのが県道の計画でございます。赤色に着色した部分と水色に着色した部分に挟まれた白地部分を含む土地全体が現在は道路区域ということになっておりますが、この土地につきましては所有者が田浦自治会で地目は雑種地となっており、以前から便宜上この土地全体を道路区域として使用をさせていただいていたものでございます。

今回、県においてごらんのように水色で着色している部分、県道部分のみを今度道路区域に変更をしようとすることから、提案理由でご説明をいたしましたように、道路に接しなくなる家屋及び町道田浦中央線と接続する集落道が発生をいたしますことから、赤色着色箇所を町道に認定をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 次のページの図面があるんですけども、この赤いところ、これが今度の提案してるものとどういふふうな関係になるのか伺います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 赤の部分の先ほどもご説明しましたように、構成図のほうですけど、甲656 - 3、小さい部分です、これの地先と申しましたから、その下側のところに道路が入ります。その先の白地の部分が今の県道でございますので、そこと接続するという形になります。それが起点でございます。それから、終点のほうが赤の大きなほうで甲654 - 17ということで書いております。これが終点部分のところ、その横の白地の部分に接続をするというような形で、起終点の表示ということでしております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議案の審査報告は9月19日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第16 議案第54号 公有水面埋立ての適否について

日程第17 議案第55号 公有水面埋立ての適否について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第54号、日程第17、議案第55号公有水面埋立ての適否については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第54号公有水面埋立ての適否について提案理由のご説明を申し上げます。

県道田浦坂手港線は地域住民の生活道路及び二十四の瞳映画村への観光道路として重要な路線であります。田浦漁港付近において道路が狭く、大型車がすれ違えないなどの状況にありました。このため、香川県において道路拡幅工事を行うために、公有水面の埋め立ての必要性が生じてまいりました。そのことから、公有水面埋立法に基づき、関係市町村長の意見を聴取されております。本町においては、長年の課題が解消される事業でもあり、異議のない旨の回答を行うこととし、そのため議会の議決を求めるものであります。

また、議案第55号はこの事業に伴い、本町においても漁港施設用地、護岸等の用地を確

保するための埋め立てが必要となり、香川県に出願していたところですが、この件についても香川県から意見聴取がありましたので、議案第54号と同様に議会の議決を求めます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほど申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第16、議案第54号公有水面埋立ての適否について内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第54号公有水面埋立ての適否についてのご説明をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。

平成20年8月20日付、20水産第23264号をもって香川県知事から諮問のあった公有水面埋め立て利害適否については異議がない旨の回答をしたいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めようとするもので、出願人は香川県でございます。

県道田浦坂手港線は町長がご説明いたしましたような理由によりまして、香川県において道路拡幅による2車線化が実施をされており、漁港区域の両側は既に2車線化が完了をしています。このようなことから、香川県と町で内海町漁業協同組合、地元自治会と協議の結果、漁港区域内の道路背後地には民家が密集していることや、道路の線形を考慮し、公有水面の埋め立てにより道路用地と、それに伴う既設の物揚げ場施設が道路用地となるため、代替施設の物揚げ場用地の確保をしようとするもので、埋立面積は1,200.23平方メートルでございます。

次のページの次の計画平面図をごらんください。

その計画平面図で赤色に着色をしている部分が香川県が公有水面を埋め立てようとする箇所でございます。

その次のページの標準断面図をごらんください。

赤く着色した部分の平均満潮面から構造物の先までが埋立区域となります。この図面で申しますと、約13メートル程度の幅になります。なお、工事期間が平成24年度までの見込みから、今年度から平成24年度までの5カ年の埋立免許申請となっております。

また、内海町漁業協同組合、池田漁業協同組合につきましては、それぞれの今年度総会において承認を得た上で同意をいただいております。以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第55号公有水面埋立ての適否について内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第55号の公有水面埋立ての適否についてのご説明をいたします。

議案書の36ページでございます。

この件につきましては、平成20年8月20日付、20水産第23265号をもって香川県知事から諮問があったもので、出願人は小豆島町でございます。

田浦漁港は町管理の第1種漁港で、漁港内では漁業施設用地が不足しており、日常の漁業活動において不便を来している現状の中で、漁港施設用地で漁具の修理や網干し場として利用している船揚げ場の背後地の一部が、今回の県道田浦坂手港線の拡幅改良工事により道路用地となることから、漁業施設用地不足の解消とあわせて背後地を通る県道改修事業用地の整備を図るため、1,100.75平方メートルを埋め立てようとするものでございます。

次のページの次の計画平面図をごらんください。

図面上の一番長い防波堤沿い約32メートルと県道とを結んだ約35メートルの今現在水色で着色をしている三角形の部分が小豆島町が埋め立てをしようとする箇所で、漁港施設用地約500平方メートルのほか、護岸用地、道路用地合計で1,100.75平方メートルとなっております。

その次のページには標準断面図を添付しておりますが、先ほどもご説明いたしてまいりましたように、赤く着色した平均満潮面から構造物先までが埋立区域となります。なお、この工事期間は平成23年度までの予定でございますが、余裕を1年見込み、県と同じ平成24年度までの5カ年の埋め立ての免許申請にしております。

また、内海町、池田、両漁業協同組合の同意についても県と同様でございます。以上、



説明といたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 実は、2年か3年前に非常に高潮が襲いましたときに、あちらこちらが護岸がつかった経緯があります。そこで、この今度の新たな埋め立てにつきましては、そういうことを配慮して高くしとんかなと、高くすべきではないかなと思うんですけども、いかがでございましょうか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） これにつきましては、やはり係船環とかそういうふうな船をつなぐという役目もございますので、今の高潮がつかると、それ以上に高いということではありませんけど、その辺も考慮しながら計画はいたしております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） これ工事はいつごろ、どれぐらいの期間でするんでしょうか。それと2つの工事は一緒にするんですか、別々になるんですか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 工事につきましては、やはりこれは香川県と町でございますので、別々でございます。

それで、町につきましても香川県につきましても、町につきましても今年度から工事を予定しております。ただ、今年度は埋立海面ではしません。この護岸のブロック製作でございます。

それから、県につきましても今年から4年間で、今年度は防波堤の取り壊しというようなんをやっていくということで、実際の工事につきましては県のほうは来年、再来年ぐらいになろうかと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。第4、第5会議室で議会運営委員会を開きます。

休憩 午後4時33分

再開 午後4時45分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

この際、定例会開催日変更の件を議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、この際、定例会開催日変更の件を議題にすることに決定しました。

定例会開催日変更の件を議題とします。

台風13号が現在の予定では19日に通過する予定となっております。定例会開催日を変更して、18日13時30分から開催したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、定例会開催日を変更して18日13時30分から開催することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時50分